

# 平成 30 年第 3 回 生坂村議会定例会議事録（9 月定例会）

## 1 日目

### ○報告 3 件

- ・平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- ・平成 29 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
- ・平成 29 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

### ○決算の認定 1 件

- ・平成 29 年度生坂村歳入歳出決算の認定について

### ○条例案 1 件

- ・生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案

### ○補正予算案 2 件

- ・平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】
- ・平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】
- ・総括質疑
- ・議案の委員会付託
- ・請願・陳情について
- ・委員会付託
- ・散会

・開会	4 P
・提案理由の説明・理事者のあいさつ	5 P
・報告の朗読説明	11 P
・決算の認定・代表監査委員監査報告	12 P
・事件案・補正予算案の朗読説明	14 P
・総括質疑	16 P
・議案の委員会付託	16 P
・請願・陳情等の上程	16 P
・散会	17 P

# 平成30年第3回 生坂村議会定例会

平成30年9月11日 午前10時 開議

## 議 事 日 程 【1日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		開 会	
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	報告第7号	平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
4	報告第8号	平成30年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について	
5	報告第9号	平成30年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について	
6	議案第45号	平成30年度生坂村歳入歳出決算の認定について	関係部分委員会付託
7	議案第46号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案	総務建経委員会付託
8	議案第47号	平成30年度生坂村一般会計補正予算【第2号】	関係部分委員会付託
9	議案第48号	平成30年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】	社会文教委員会付託
10		総括質疑	
11		議案の委員会付託	
12		請願・陳情等について	
13		請願・陳情等の委員会付託	
14		散 会	

出席議員（7名）

1番 太田 譲 君  
3番 字引 文威 君  
5番 平田 勝章 君  
7番 市川 寿明 君

2番 一ノ瀬 貞男 君  
4番 瀧澤 龍一 君  
6番 吉澤 弘迪 君

欠員（1名）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長	藤澤 泰彦 君	振興 課長	松沢 昌志 君
教 育 長	市川 廣美 君	健康福祉課長	山本 かつ子 君
総務 課長	牛越 宏通 君	住民 課長	藤澤 正司 君
会計管理者	山本 雅一 君	教育 次長	平野 公恵 君
代表監査委員	池本 貞夫 君		

事務局職員出席者

議会事務局長 山田 みか 君                      書 記 瀧澤 和旦 君

### ◎村民憲章唱和（午前 10 時 00 分）

○議長（平田勝章君） 起立。礼。おはようございます。村民憲章唱和を全員で行いたいと思いますので、全員村章の方を向いてください。それでは、「生坂村、村民は誇りと責任をもって、豊かな自然と歴史、伝統、文化を大切に、深いまごころが織りなす自治の郷をつくるため、力を合わせ郷土の発展を願い、五つの誓いからなる生坂村村民憲章を制定しております。

我々生坂村議会は、これからも村民憲章の目標達成に向かって、全力で村づくりに努めてまいります。

ここに、村民憲章を全員で唱和し、その決意を新たにしたいと思います。」

では 7 番 市川 議員の後にご唱和をお願いします。

7 番（市川寿明君） 朗読

○議長（平田勝章君） 着席ください。

---

### ◎開 会（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） それでは開会いたします。ただいまの出席議員数は、7 名です。定足数に達していますので、平成 30 年第 3 回生坂村議会定例会を開会いたします。9 月定例会は、クールビズで行います。暑いようでしたら背広等はお脱ぎください。

○議長（平田勝章君） これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、配布してあるとおりであります。

---

### ◎報 告（午前 10 時 02 分）

○議長（平田勝章君） はじめに、ご報告事項を申し上げます。議員派遣の件について、お手元に配布してあります報告書のとおり議員を派遣しましたので、ご報告いたします。

次に監査委員から平成 30 年度 7 月分に関する現金出納検査の監査報告書の提出がありました。議長室に置きましたので、ご覧いただきたいと思います。なお、本日平成 29 年度生坂村歳入歳出決算について監査報告のため、池本代表監査委員に出席を求め、出席をいただいております。

---

### ◎日程 1 ・ 会議録署名議員の指名（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第 125 条の規定により、6 番、吉澤議員。7 番、市川議員を指名いたします。

---

◎日程 2 ・会期の決定（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） 日程 2 会期の決定の件を議題といたします。おはかりいたします。先日、議会運営委員会で検討し、本定例会の会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 19 日までの 9 日間にしたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。よって会期は、本日 9 月 11 日から 9 月 19 日までの 9 日間と決定いたしました。

◎提出議案の報告（午前 10 時 04 分）

○議長（平田勝章君） ご報告いたします。本定例会に提出されております案件は、

議案番号	件名
報告第 7 号	平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
報告第 8 号	平成 29 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について
報告第 9 号	平成 29 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について
議案第 4 5 号	平成 29 年度生坂村歳入歳出決算の認定について
議案第 4 6 号	生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案
議案第 4 7 号	平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】
議案第 4 8 号	平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】

の、報告 3 件、平成 29 年度決算認定 1 件、条例改正 1 件、平成 30 年度補正予算 2 件の計 7 件であります。

---

◎提案理由の説明（午前 10 時 06 分）

○議長（平田勝章君） ここで理事者より提案理由の説明並びにあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 皆さんおはようございます。平成30年第3回議会9月定例会の開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

爽やかな秋を迎え、巨峰などぶどうは、7月の記録的な猛暑で生育が早く例年より10日ほど進んでいて、今が出荷最盛期とのことですが、それぞれに稲刈り、ぶどうの集出荷など農作業に大変忙しい時季となりました。

議員各位におかれましては、何かとご繁忙の折、全員のご参集を賜り誠にありがとうございます。日頃は、村政運営に対しましてご指導・ご鞭撻をいただいておりますことに感謝を申し上げます次第でございます。

また9月定例会は前年度の決算審査について、ご意見を頂戴するために池本代表監査委員さんにもご出席をいただいておりますことにお礼を申し上げます。

さて9月定例会は、決算議会と言われるように、平成29年度の歳入歳出決算の認定をお願いする訳ですが、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、平成29年度決算における4つの健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告させていただき公表することになっております。

平成29年度は、村のすべての会計において、黒字決算となりましたので、「実質赤字比率」や「連結実質赤字比率」の該当はありませんでした。

次に、標準財政規模に対する普通会計の元利償還金及び準元利償還金の割合の3年間の平均であります実質公債費比率は、1.5パーセント改善し、7.8パーセントでございました。

また、起債償還金額、退職手当支給予定額などから、基金、交付税算定額などを引いた自治体が将来負担すべき実質的な負債の割合の「将来負担比率」は、今年度も「数値なし」となっております。よって、財政健全化判断比率の財政指標は、前年度に対して良好に推移している状況でございます。

次に、財政状況を示す指標につきましては、財政の硬直度を示す経常収支比率は、前年度より2.9パーセント上回り、76.3パーセントでありました。また、公債費比率は4.2パーセント、起債制限比率は4.3パーセントとなっており、それぞれに良好な状況となっております。

また本年度は、民間金融機関から借り入れました債務負担行為額の2千86万9千円の返済が済み、平成4年度からの土地改良整備事業の4億8546万5千円の元利償還分の返済が完済し、さらに財政健全化に取り組みました。

よって、実質公債費比率につきましては、公債費対策を継続して進めており、普通会計の償還負担の減少から、単年度での比率及び3ヶ年平均の比率とも減少しており、良好な傾向を示しました。将来負担比率につきましては、標準財政規模の縮小の影響は大きいものの、基金積立によりますストックの増加、公債費関係の段階的な減少により、比率が向上しているからでございます。また、それに加え両比率が改善されている要因は、これまで簡易水道と農業集落排水の特別会計の繰上償還や、臨時財政対策債において償還期間が10年を越えたものと年利率が1.0パーセントを超える部分を対象に、減債基金を取り崩して繰上償還を実施したことと、なるべく国、県の交付金事業の導入により、その補助裏に交付

税措置の高い過疎債を中心とした起債の発行抑制を図るとともに、将来負担を下げる充当可能基金の積立も増加してきたことによります効果が顕著に表れていると考えております。

しかし、指標はあくまでもその年度の時点的なものでありますから、特に交付税に左右される村の財政の体質からも、継続的な財政健全化の取り組みは必要であると考えている次第でございます。

平成 29 年度の公共事業のうち主な交付金事業では、引き続き社会資本整備総合交付金事業によります村道 1 級 1 号線などの道路改良事業の継続と、前年度から繰り越しました子育て支援センターの建設工事が完了しました。

産業振興事業では県営中山間総合整備事業により大日向地区の圃場整備と活性化施設の建設を中心に事業が展開され、地方創生関係交付金事業によります社会就労センター統合改築事業や、ぶどう農家育成お試し移住体験ハウス整備事業が完了し、道の駅「いくさかの郷」を拠点とした地域活性化事業が実施されました。

単独事業は、過疎対策事業債により、定住促進に向けた空き家の購入や改修、緊急防災・減災事業債では老朽化した消防団詰所の建替え工事と消防小型ポンプ積載車を 1 台更新し、防災・減災対策の強化を図りました。

そして、過疎対策によりますソフト事業では、高齢者サービス事業や子育て支援、地域協働による地域活動事業への支援継続と、村内店舗の新築や増改築を支援する事業を新たに行いました。

村の公営企業会計では、簡易水道事業、農業集落排水事業、福祉センターでそれぞれ健全な管理・運営に努め、経費の削減、下水道接続戸数の増加に努めました。また、義務的経費では、人件費で 2 4 5 万 3 千円の減、扶助費で 2 5 7 万 9 千円の減、公債費は前年度の繰上償還実施により前年度比 2 億 2 3 2 1 万 4 千円の大幅な減額となりました。

物件費では 2 9 7 6 万 6 千円の減、積立金では財政調整基金、減債基金等へ 2 8 1 2 万 7 千円の積立を行いました。前年度比では 1 億 1 6 6 5 万円の減となりました。

普通会計の歳出全体では、2 1 億 3 3 5 5 万円で前年度比 9.6 パーセント、2 億 2 6 7 1 万 6 千円の減額となっております。今後も限られた財源を施策の目標達成のため、有効かつ効率的に活用することが責務であり、これを念頭に重点事業の推進及び諸事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

平成 3 0 年度の各種村税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料の収納状況につきましては、現年度分の収納率で、0.08 パーセント、滞納繰越分も含めた全体の収納率は、0.34 パーセントの減少となりました。

これは、滞納者からの徴収金を、極力、現年度分への納入とし、新たな滞納を作らないように努めた結果であり、現在も月々決まった金額を分割納付していただくよう、引き続きお願いしているところでございます。

既に、2 9 年度を含めた滞納分につきましては、8 月末時点において昨年の徴収金額を上回っている税目や、すべての村税、各保険料について、約半分または

それ以上の徴収となっており、特に後期高齢者保険料につきましては、平成27年度より収納率が100パーセントとなっております。

今後も納税義務者の公平性を保つために、税務担当課で滞納整理を進め、徴収困難案件につきましては、県税徴収対策室や長野県地方税滞納整理機構と連携を図りながら、折衝機会を増やすことによって滞納者、滞納額の減少に努めていきたいと考えております。

そして、当村の貴重な自主財源であります村税や公共料金等は、負担の公平性からも滞納を極力無くすようにし、各部署とも連携をして滞納整理に力を入れ、差押えや不納欠損等を適切に執行するように考えておりますので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

今年度の普通交付税と臨時財政対策債の発行額が決まりました。今年度の普通交付税は、前年度交付額より約1パーセント減の、945万8千円の減額の9億7894万9千円となりました。また、臨時財政対策債につきましても、前年度比約0.3パーセント、15万1千円の減額の4707万5千円となっております。そして、今定例会に計上させていただきました過疎債ハード分などで2410万円の過疎債の2次要望額が増額いたしますし、基金から繰り入れを見込んでの当初予算であるとともに、今定例会でも歳入に特別交付税を見込んでおりますので、更に財政が厳しい状況であると考え次第でございます。

次に、定例会に関連予算を計上しておりますが、長野県の「地域発元気づくり支援金」の2次募集で採択していただきました『復活！生坂産「ころ柿」事業』は、昨年度に続き申請をして、真空包装機や包装機用資材等を整備し、社会就労センターの通所者が一緒に作業をし、ころ柿の出荷増産を目指す事業であります。

また、1次募集で再精査になっていました「お父さん頑張る会」の皆さんの「炭焼き父さんの生き生き事業」は、今までの実績をお認めいただき、薪割機、チェーンソーの更新により、里山整備や木炭・竹炭等の製造販売をいたします2事業でございます。

絆づくり支援金事業は、今まで最多の12事業でありましたが、採択された事業は、地区の文化財の継承や保全、維持管理、団体によります産業振興の取組など11事業であり、当初予算で200万円をお認めいただきましたが、93万4千円の支援金不足額が生じたので、今定例会に計上をさせていただきました。

当初予算でお認めいただきました「B&G海洋センター改修事業」は、体育館の耐震改修、LED化と屋根、外壁の塗装などの修繕工事は順調に進んでおりまして、10月18日に行います「いくさか敬老の日」でB&G海洋センター竣工式と開会式を別に行うこととし、竣工のお祝いに紅白まんじゅうをお出しするなど、第3回いくさか敬老の日実行委員会で決定をさせていただき、先週5日にB&G財団の古山常務理事さんにお会いし、竣工式のご臨席の内諾を頂戴してまいりました。

先月23日には、生坂村の申し出により松本山雅FCが、当村を新たなホームタウンとすることをJリーグへ申請していて、7月31日に行われましたJリーグ理事会に承認され、松本山雅FCのホームタウンになります調印式を議員各位



をはじめ子ども達や関係の皆さんのご出席をいただき開催できました。

そして25日には、生坂村が初めてホームタウンとして、「松本山雅ホームタウンデー」に参加させていただきました。当村は、野沢菜のおまんじゅうが当たるくじ引きを1,300名対象に実施いたしました。また、生坂村オリジナルうちわや観光パンフレットを配布し、さらに車椅子パラグライダーの展示やPR動画の放映なども行い、生坂村の知名度アップに努めてまいりました。

そして、松本山雅はJリーグでの活躍で、松本地域を全国に広めていますから、当村は今回のホームタウンの加入で、道の駅「いくさかの郷」のPRや村の情報発信、子どもたちへのサッカー指導など、村の活性化と青少年育成にご支援いただければと考えているところでございます。

今月22日にオープンします「活性化施設いくさかの郷」は、6月定例会で関連予算をお認めいただき、生坂農業未来創りプロジェクト会議で協議を進めてまいりました。9月1日付けで、施設長に松澤さん、職員に村内の女性2名と新たな地域おこし協力隊員の男性1名の4名に辞令交付をいたしまして、農林水産物生産者組合の皆さん、かあさん家の皆さんで運営していくことになりました。

また、ハンガリー、標津町、熊野市の特産品、当村の農産物、工芸品、生鮮三品、日配品、日用雑貨など、出来る限りコンビニ的に細かく多くの品揃えをするように進めているところでございます。先週7日には、ハンガリー大使館のケレケシュさんと大使館シェフのラーツさん達にお越しいいただき、かあさん家の中曽根店長が調理をしました「パプリカチキン」と「ラーンゴシュ」を皆さんに召し上がっていただき、ラーツさんに良い評価と細かい点のご指導をいただき、ハンガリー料理のワンプレートが提供できる目途がつかしました。

作業スケジュールにつきましては、竣工検査後、保健所の検査、職員向け研修、生産者向けラベル発行研修、20日のリハーサル営業、生産者組合出荷栽培履歴書の作成などを進めているところであり、22日(土)の竣工式・オープンセレモニーの内容、パンフレットなどの広告方法、国道沿いの看板製作、のぼり旗の設置なども決まってまいりました。

9月に入り、平成30年度も半期が過ぎようとしておりますが、議員各位からご承認いただきました事業は、村民の皆さん、議員各位のご支援とご協力をいただきながら、概ね計画通り進捗しているところでございます。

また、それぞれの課題につきましても、検討協議を進める中でどの様に方向付けをして、事業実施をしていかなければならないか、財政面を十分考慮に入れ、事務事業、組織の体制、交付金事業等も検討していかなければと考えております。

どうか議員各位も地域の課題解決のために、協働による地域づくりで解決できるような取り組みがございましたら、是非「元気づくり支援金」や「絆づくり支援金」の活用を検討していただければと考えます。担当部署、地区担当職員もご相談をお受けしますのでよろしくようお願いする次第でございます。

村民の皆さんにも、地域の絆を大切に、村に愛着と誇りを持っていただき、守り育てていくことをお願いするとともに、村民の皆さんの安全で安心な住み良い生活を守るために、様々な分野で課題は尽きない訳ですが、村民の皆さんのご

理解とご協力をいただきながら、引き続きしっかりと行財政運営を進めなければと考えております。どうか、議員各位に於かれましても、生坂村のために、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今議会定例会に上程をさせていただきました議案は、報告3件、決算認定1件、条例案1件、補正予算案2件の計7件であります。

報告第7号 平成29年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

この報告は、平成29年度の健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により報告をするものであります。

報告第8号 平成29年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告について

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。

報告第9号 平成29年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告について

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により同法第221条第3項に規定する法人について、経営状況を説明する書類を作成し報告するものであります。

議案第45号 平成29年度生坂村歳入歳出決算の認定について

この議案は、平成29年度各会計の歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

議案第46号 生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案

この条例案は、道の駅「いくさかの郷」の供用開始に向けて、停留場名を変更するための条例の一部改正であります。

議案第47号 平成30年度生坂村一般会計補正予算【第2号】

この補正予算は、既定の額に歳入歳出それぞれ5845万2千円を追加して、総額を21億5713万9千円とし、地方債の借入限度額を増額する補正予算であります。主な内容は歳入で、地方交付税2736万6千円、県支出金104万4千円、諸収入479万4千円、村債で2517万5千円の増額となっております。歳出では、総務費で防災行政無線操作卓改修工事等で2617万5千円、農林水産業費の農業施設関係工事請負費等で1059万7千円、土木費で道路維持補修工事請負費等で1527万6千円などの増額補正となっております。

議案第48号 平成30年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第1号】

この補正予算は、既定の額にそれぞれ歳入歳出413万円を追加して、総額を2億8513万円とする補正予算であります。主な内容は、歳入で繰入金413万円を増額し、歳出で諸支出金を歳入額と同額の43万円の増額補正となっております。

以上の議案でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げ、挨

拶並びに議案の説明といたします。

○議長（平田勝章君） 提案理由の説明が終わりました。

---

◎日程 3・報告第 7 号 日程 4・報告第 8 号 日程 5・報告第 9 号

（午前 10 時 30 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 3 報告第 7 号平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、日程 4、報告第 8 号、平成 29 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告についてと 日程 5、報告第 9 号平成 29 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告についての 3 件を一括して上程し議題としたいと思ひます。ご異議ございませんか。

[異議なしの声あり]

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、報告第 7 号、報告第 8 号、報告第 9 号の 3 件を一括して上程し議題としたいと思ひます。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。

[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

この報告第 7 号平成 29 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項、また、報告第 8 号、平成 29 年度公益財団法人生坂村農業公社の経営に関する書類の報告についてと、報告第 9 号平成 29 年度社会福祉法人生坂村社会福祉協議会の経営に関する書類の報告については、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づく報告のため、採決は不要です。

◎日程 6・議案第 45 号 （午前 10 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 6、議案第 45 号平成 29 年度生坂村歳入歳出決算の認定について を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○会計管理者（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、会計管理者。

[会計管理者 山本雅一君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 説明の途中ですがここで休憩をしたいと思います。再開は11時10分とします。

【休憩】

○議長（平田勝章君） 再開します。引き続き説明を求めます。

[会計管理者 山本雅一君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。ここで監査委員より、監査報告を求めます。

○代表監査委員（池本貞夫君） 議長。

○議長（平田勝章君） 池本代表監査委員。

○代表監査委員（池本貞夫君） それでは、平成29年度生坂村歳入歳出決算審査意見書について申し上げます。地方自治法第233条2項の規定により審査にふされた平成29年度生坂村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに関係書類を審査した結果、その意見は次のとおりであります。

審査結果

平成29年度生坂村一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村村営バス特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村福祉センター特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村農業集落排水特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

平成29年度生坂村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿、証書類

審査期間につきましては平成30年8月2日、17日、20日、21日の4日間であります。

審査の総括意見を申し上げます。各会計の予算及び支出済額について歳入歳出簿、日計簿、領収書、証拠書類及び出納証拠書類を余すところなく照合のうえ、

更にその内容についても検討を加えて審査をした結果、それぞれの決算は係数的に正確であり、内容も正当なものと認定しました。

また、各種基金積立金の運用状況についても審査した結果、関係帳簿と一致しており、適性であると認めました。

平成 30 年 8 月 21 日 生坂村監査委員 池本貞夫同じく吉澤弘迪。

続きまして口頭でございますが、村税はじめ各種使用料の滞納について、若干意見を述べさせていただきます。先程来の村長の挨拶、説明、会計管理者との説明等々と重複する点があるかと存じますが、ご容赦を願いたいと存じます。

まず、最初に総務課関係の住宅料の収入未済額のうち、平成 29 年度分 19 万 4,100 円。実人数 4 名。滞納繰越 22 万 4,700 円。実人数 5 名でございます。滞納額合計で 41 万 8,800 円でございます。今後もこまめに滞納整理の取り組みをしていただきたいと思います。

次に、住民課関係でございますが、平成 29 年度 村税の収入未済額の総額は、個人村民税で 153 万 3,003 円でございます。34 名分でございます。法人住民税 59 万 4,300 円 1 名分です。固定資産税 426 万 6,806 円 41 名分です。軽自動車税、16 万 1,000 円 14 名分です。合計といたしまして、655 万 5,109 円で、前年度より収入未済額が増えております。今後、この村税未済額が、不納欠損とならないように対応をお願いしたいと思っております。生坂村の貴重な自主財源である村税は、負担の公平性からも滞納を極力なくすよう、細目に対応していただくと共に、差押え等、適切に執行していただきたいと思いますし、県の滞納整理機構や中信税務事務所の協力をいただきながら、更なる努力をお願いしたいと思っております。

振興課関係でございます。水源調査を行ってまいりましたが、プロジェクト会議などで方向性を出し、水源を早期に確保して災害対応に努めてください。

次に、教育委員会関係でございますが、人口減少等が進んだ場合の施設の有効利用について早目に考えていただきたいと思います。子育て支援に関する相談等につきましては、健康福祉課と連携を密にして行っていただきたいと思います。

続きまして、特別会計について申し上げます。最初に福祉センターやまなみ荘については、村にとってはなくてはならない施設でありますので、これからも職員一丸となってサービスの向上に努めて頂くとともに、営業方法の研究をしていただきたいと思います。

次に簡易水道ですが、29 年度分未収額 58 万 1,100 円。33 名です。滞納繰越分 32 万 8,000 円。12 名で滞納額合計 90 万 9,100 円。他の課とも連携をとりまして滞納整理にさらに力を入れるよう希望します。有収率は前年より下がっております。前年並みを維持できるよう漏水調査等をしっかり行っていただきたいと思います。

続いて、国民健康保険であります。国保税未収額総額 870 万 992 円。30 名分でございます。健全運営のためにも税務担当者等と連携を取り、滞納整理にはさらに力を入れるように希望します。

次に、農業集落排水です。29 年度農集使用料未収額総額 65 万 2,850 円、21 名

分、合併浄化槽使用料未収額総額 35 万 1,500 円、10 名分であります。他の課とも連携して滞納整理には、さらに力を入れるよう希望いたします。

次に、介護保険の未収額でございますが 29 年度 27 万 120 円 10 名分です。滞納繰越分 34 万 7,456 円。計 6 名でございます。滞納合計 61 万 7,576 円です。安定した事業運営ができるよう滞納整理にはさらに力を入れるよう希望いたします。

最後になりますが、今後も、国や県の有利な補助事業の活用により事業実績を上げていただきたいと思いますと思いますが、補助事業の執行にあたりましては、慎重に対応していただきたいと思います。

各課において、税金・料金等の徴収に努力されておりますが、専門家と相談をしながら、知識を深めて回収に努めるようにしてください。不納欠損・差押えについては、慎重に取り扱っていただきたいと思います。全般として、経費を節約している努力が伺えます。これからも見積り等で適正価格を把握していただきまして、経費の節減に努力していただきたいと思います。

今後、人口減少等により地方交付税等大幅に減収いたしますので、自主財源の確保に引き続き努めて安定した行政運営を推進し、確実な事業執行ができることを願い報告いたします。

(11:55～)

○議長（平田勝章君） 以上で監査報告を終わります。ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は午後 1 時 10 分とします。(12:05)

---

#### ◎日程 7・議案 46 号（午後 1 時 10 分）

○議長（平田勝章君） 再開致します。日程 7、議案 46 号生坂村営バス設置条例の一部を改正する条例案について を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。

[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

---

#### ◎日程 8・議案第 47 号（午後 1 時 12 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 8・議案第 47 号平成 30 年度生坂村一般会計補正予算【第 2 号】を上程し議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） 総務課長。  
[総務課長 牛越宏通君 朗読説明]

○住民課長（藤澤正司君） 議長。

○議長（平田勝章君） 住民課長。

[住民課長 藤澤正司君 朗読説明]

○健康福祉課長（山本かつ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かつ子君 朗読説明]

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

[振興課長 松沢昌志君 朗読説明]

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） 教育次長。

[教育次長 平野公恵君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 9・議案第 48 号（午前 1 時 37 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 9・議案第 48 号平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】を上程し、議題といたします。担当者の朗読説明を求めます。

○健康福祉課長（山本かつ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） 健康福祉課長。

[健康福祉課長 山本かつ子君 朗読説明]

○議長（平田勝章君） 以上で、本日理事者より上程された議案の朗読説明を終わります。

---

◎日程 10・総括質疑（午後 1 時 42 分）

○議長（平田勝章君） これより日程 10・総括質疑に入ります。

日程 6、議案第 45 号平成 29 年度決算の認定。

日程 7・議案第 46 号の条例案 1 件。

日程 8・議案第 47 号と日程 9・議案第 48 号の平成 30 年度補正予算 2 件の計 4 件について、質疑のある方の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 質疑なしと認め、総括質疑を終結いたします。

---

◎日程 11・議案の委員会付託（午後 1 時 42 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 11、議案審査のため、各常任委員会に議案を付託したいと思います。

ただ今議題となっております、日程 6・議案第 45 号から日程 9・議案第 48 号までの平成 29 年度決算の認定、条例改正 1 件、平成 30 年度補正予算 2 件の計 4 件について、慎重審議を期するため、それぞれの所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認めます。

よって、日程 6・議案第 45 号から日程 9・議案第 48 号までの平成 29 年度決算の認定、条例改正 1 件、平成 30 年度補正予算 2 件の計 4 件について、それぞれの所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

◎日程 12・請願・陳情等の上程（午後 1 時 43 分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程 12

請願 30 第 2 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書

請願 30 第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書

陳情 30 第 4 号 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書を上程し、議題といたします。



◎日程 13・請願・陳情の委員会付託（午後 1 時 44 分）

○議長（平田勝章君） おはかりいたします。ただ今、議題となっております、日程 12 の請願 2 件と陳情 1 件の内容はお手元に配布してあるとおりでありますので、朗読説明を省略し、所管の常任委員会に付託して審査願うことにしたいと思いません。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認めます。よって、日程 12 の請願 30 第 2 号、請願 30 第 3 号、陳情 30 第 4 号の 3 件を、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。ここで、事務局に常任委員会付託案件表を配布させますので、しばらくお待ちください。

---

◎散 会（午後 1 時 45 分）

○議長（平田勝章君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次の本会議は、9 月 19 日、木曜日、午前 10 時から再開し、一般質問、委員長報告、討論、採決等を行います  
本日は、これにて散会いたします。大変ご苦勞様でした。



## 平成30年第3回 議会定例会議事録 (9月定例会)

### 9日目

- ・一般質問 5人
- ・委員長報告
- ・質疑・討論
- ・採決
- ・議事日程の追加
  - 議員提出議案3件
  - 質疑・討論・採決
  - 議員派遣の件
- ・閉会中の継続審査及び調査の申出
- ・閉会

・一般質問	22 P
<u>字引文威議員</u>	<u>22 P</u>
<u>太田 讓議員</u>	<u>28 P</u>
<u>吉澤弘迪議員</u>	<u>35 P</u>
<u>一ノ瀬貞男議員</u>	<u>43 P</u>
<u>市川寿明議員</u>	<u>49 P</u>
・委員長報告	56 P
・質疑・討論	61 P
・採決	61 P
・発議	62 P
・質疑・討論・採決	63 P
・議員派遣の件	64 P
・継続審査の申出	64 P
・村長あいさつ	65 P
・閉会	66 P

平成30年第3回 生坂村議会定例会議事録

平成30年9月19日午前10時再開

議 事 日 程 【9日目】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
		再 開	
1		会議録署名議員の指名	
2		一般質問	
3		委員長報告	
		質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決	
4		閉会中の継続審査及び調査の申出	
		閉 会	

追 加 議 事 日 程 【9日目-追1】

日程	議案番号	事 件 名	備 考
1	発議第3号	国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について	
2	発議第4号	「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について	
3	発議第5号	私立高校への公費助成に関する意見書の提出について	
4		議員派遣の件	
5		質疑・討論・採決	

出席議員（7名）

1番 太田 讓 君

2番 一ノ瀬 貞男 君

3番 字引 文威 君

4番 瀧澤 龍一 君

5番 平田 勝章 君

6番 吉澤 弘迪 君

7番 市川 寿明 君

欠 員（1名）

---

説明のため出席した者

地方自治法第121条の規定により朗読のため出席した者の職氏名

村 長 藤澤 泰彦 君

振興課長 牛越 宏通 君

教 育 長 市川 廣美 君

健康福祉課長 山本 かつ子 君

総務課長 牛越 宏通 君

住民課長 藤澤 正司 君

会計管理者 山本 雅一 君

教育次長 平野 公恵 君

事務局職員出席者

議会議務局長 山田 みか 君

書 記 瀧澤 和旦 君

---

◎報 告（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） おはようございます。最初にご報告申し上げます。傍聴希望者より傍聴の申し出がありましたので、これを許可しました。なお、暑いようでしたら背広等はお脱ぎください。

---

◎再 開（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） ただいまの出席議員は7名全員です。定足数に達していますので、平成29年第3回生坂村議会定例会を再開いたします。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布してあるとおりですので朗読を省略いたします。

---

◎日程1・会議録署名議員の指名（午前10時00分）

○議長（平田勝章君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、  
1番、太田議員、2番、一ノ瀬議員を指名いたします。

---

◎日程2・一般質問（午前10時01分）

○議長（平田勝章君） 日程2、一般質問を行います。一般質問の通告者は5名です。受け付け順に発言を許可いたします。最初に、3番、字引議員。

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） 3番字引文威です。通告に基づき質問させていただきます。

まず、今年国内は関西地方の地震災害、7月の西日本豪雨災害、8月下旬の台風21号災害、また今月の北海道胆振地方の震度7の地震災害に見舞われました。災害にあわれました地域の皆様に対しお見舞いを申し上げ、被災され亡くなられた方にはお悔やみを申し上げます。

私は、豪雨災害について質問いたします。

さて、ここ数年全国的に異常気象で今までに無いような時間100ミリを越えの豪雨が長く続き、また、40度をこえる酷暑に見舞われるようになってきました。これは地球温暖化の気象現象と推察されます。今までの気象現象の定説が覆され、新たな異常な気象現象が顕著になってきました。線降水帯が発生し活発になり、長い時間降雨が続き連続雨量が数百ミリとなり洪水土砂災害が多く地域に発生しております。

この夏の西日本豪雨災害は広島県、岡山県、愛媛県、岐阜県等長時間の異常降

雨により甚大な豪雨土砂災害に見舞われました。住民に対し行政からの避難勧告、避難指示が徹底できずに短時間に河川の増水、上流からの土石流が発生し被災世帯が未曾有の災害にみまわれました。数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨ということ、また、上流ダムも緊急避難的な放水を実施し、それにより下流都市街地に広大な簡易の洪水をおこしました。犠牲者は200人近くに上り、国は「激甚災害」に指定しました。

当村もこのような連続降雨が続くと、中山間地の地形が類似する急峻な地形と一級河川犀川があり、山間地の地滑り土砂災害が広範囲に発生することが予想されます。

また、犀川上流の梓川、高瀬川には大規模なダムが数か所あり、同様に放流をされた場合、村内犀川流域に今までになかった大きな洪水被害が予想されます。当村の防災ハザードマップに記載している災害は過去の災害実績で検討されていると思いますが、ここ数年の異常気象現象を参考に対応できるのか、村長の見解をお伺いしたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 3番、字引議員の質問にお答えをいたします。

当村の防災ハザードマップはここ数年の異常気象現象を参考に対応ができるかということですが、現在の当村のハザードマップは平成21年度に作成しており、洪水浸水区域については、日野橋上流については、国土交通省千曲川河川事務所が、日野橋から下流については、長野県建設部が同年に作成した犀川浸水想定区域図に基づいて作成をしております。この際の洪水確率は100年に1度の災害に対して作成しており、2日間の雨量186ミリを想定しております。

最近記録しております豪雨につきましては、今年の7月の西日本豪雨災害時では、特に被害が大きかった広島県、岡山県、愛媛県の3日間の最大値を見てみますと、広島市444ミリ、岡山市311ミリ、松山市360.5ミリとなっております。これを2日間に換算し直しますと広島市296ミリ、岡山市207ミリ、松山市240ミリとなり、現在のハザードマップは186ミリを想定していますので、それ以上降った場合は浸水区域が広がる可能性がございます。

そこで、平成25年度と26年度には、全10区の役員はじめ区民の皆さんにご参加をいただき、「生坂村の防災を考える住民懇談会」を開催いたしました。生坂村は急峻な斜面や犀川へ注ぐ沢が数多くあるため、身近な場所でがけ崩れや土石流、沢や河川の氾濫などの危険性が存在をしております。

このような洪水・土砂災害などの風水害から身を守るために、平穏な今の内から、村民一人ひとりがいざという時に取るべき対応をしっかりと理解しておくことが大切であることから、風水害の発生に備えて、自主避難ルールなどを作成しました、各区ごとの「自主避難計画」がございます。各区で作っていただきまし

た。これが平成25年度版の5区で作った防災樹避難計画でございまして、こちらが残り5区で作りました平成26年度の自主避難計画でございまして。(資料を示しながら) それから、平成27年度には、「非常時に役に立つもの」、「風水害に備えて気象状況に注意し、早めに対応をすること」、「地震発生の際はどうか」、「いざという時の自主避難ルール」などを記載しました「家庭用防災マニュアル」もこちらですが、全世帯にお配りしております。

よって、ハザードマップは100年に1度の確立で想定したものでありますが、気象庁から発表されます、大雨警報、土砂災害警戒情報、大雨特別警報を注視しまして、私が、村民の皆さんに、避難準備、避難勧告、避難指示を発令いたしますので、各区の「自主避難計画」や村内全域の「家庭用防災マニュアル」を参考にさせていただきまして、日頃から防災意識を高めていただき、非常時に必要なものを備えておき、有事の際に迅速・的確に行動できるようにしていただきたいと考えております。以上答弁といたします。

○3番(字引文威君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、字引議員。

○3番(字引文威君) このような異常気象は、先日、東筑摩郡村議会議員大会の講演で気象庁長野地方気象台防災管理官向井利明氏から、線状降水対等異常降雨は長野県地域でも起こり得ることと理解しておいた方が良く、というような講演がございました。よって、そのような異常降雨を想定した当村ハザードマップの見直しが必要と考え、その被害予想に合わせ避難準備、避難勧告、避難指示の発令基準の見直し、各区の自主避難計画等の再検討が大切と考えますがいかがでしょうか。村長のお考えをお聞かせ願いたい。

○村長(藤澤泰彦君) 議長。

○議長(平田勝章君) はい、村長。

○村長(藤澤泰彦君) 字引議員の質問にお答えをいたします。私もちょうど東筑摩郡の議員大会に同席をさせていただいて、気象庁の方から線状降水帯、当地区でも発生をするというお話をお聞きしました。そこで、今年度ちょうど生坂村としましては、長野県建設部犀川砂防事務所の情報基盤整備事業によりまして現在の土砂災害警戒区域区分、急傾斜地の崩壊、土石流の危険区域に新たに地滑り危険区域を加えたハザードマップの画像データを今、作成をさせていただいております。このデータをもとに当村のハザードマップを更新していくよう進めているところであります。この際に洪水による浸水区域も図示してまいります。この浸水区域につきましては国土交通省千曲川河川事務所が平成28年5月に、長野県建設部が平成30年7月に水防法の改正により想定し得る最大規模の洪水



にかかる浸水区域として、10万年に1度の確立で発生する雨量として、2日間の雨量396ミリで災害の浸水区域を示してございます。この示している浸水区域は10万年に1度の確立の洪水であり、村内の対象浸水区域も大きく広がってきておりますので、この内容を今回のハザードマップの更新時に取り入れるかについては、今後慎重に検討して対応してまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） ハザードマップの見直しの部分で、今後扱っていい形というか、範囲を塾序されて、住民の皆さんに通知して、やはり、住民がやらなければならないことを見直してもらうということも大事なことだと思うのでひとつよろしく、村民の安心安全のために早急の対応をお願いします。

次に、避難準備情報発令時の対応についてお伺いいたします。

西日本豪雨災害では避難勧告、避難指示等の通達があっても、住民の避難も間に合わず、洪水土砂災害が発生し多くの方が犠牲になりました。

村としては住民避難の判断基準として、の防災気象情報を活用されておりますが、その避難準備情報、避難勧告、避難指示とありますが、当村の山間部では土砂災害に見舞われる住民は即、命の危険に関わる災害に巻き込まれる恐れがあります。人の命を優先し「高齢者、要介護者、要支援者、移動困難者等」の避難行動を避難準備情報発令時に合わせ、遅れずに実施することが必要と考えます。

その場合の移動支援については、地域防災組織とは別に、介助知識、介助機材、介助車両も必要となり専門知識のある人に依頼し安全確実に移動が実施できるようにすべきと考えますが、健康福祉課長のお考えをお伺いいたします。

○健康福祉課長（山本かつ子君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山本かつ子君） 3番字引議員の避難準備情報発生時の対応についてお答えさせていただきます。

東日本大震災での支援経過を踏まえ、近年頻発する地震、豪雨、豪雪などの災害現場において、医療関係者のみならず、福祉や法律等の専門職団体や関係事業所がその専門性を活かした支援活動を活発化させております。

これらの専門職による支援を、地域の防災計画に定着させていくとともに、今後想定される大規模な広域災害に備えるため、災害福祉広域支援ネットワークづくりが喫緊の課題となっております。

当村におきましても、豪雨、豪雪災害は身近な災害として住民の多くは経験をし

ております。その体験を踏まえ、平成25年度には、医療資源に乏しい生坂村と安曇野赤十字病院とで災害協定が結ばれました。この協定により、災害時は安曇野赤十字病院から医療救護の協力が得られるようになっております。

この協定後、平成28年度からは、総合防災訓練の一環として、医療訓練をスタートさせました。訓練では、実際に日赤のスタッフが生坂村に駆けつけ、村の専門職や健康福祉課職員と一緒にトリアージ訓練を行ったり、消防団や健康福祉課職員に向けて、災害現場での救助方法の講義を行っていただいております。これらの訓練は、毎年反省を元に訓練内容を練り、実際に起きたときに実用的に稼動する訓練を目的としております。

これと並行して、「避難準備情報発生時の要援護者の避難時の移動方法」についても、どのように避難するかが大切な課題と考えております。

災害時は、まず、自助、次に共助、最後に公助となります。自分の命は自分で守る。それが出来ない時は、近所で助け合う。その場に、医療福祉の有資格者がいれば、率先して自分の持っている知識、技能、専門性を活かし、移動支援、介助に携わっていただきたいと考えております。

また、それに加え、村では、「災害時医療・福祉職ボランティアの事前登録」を平成28年4月から進めております。これは、実際に災害が起こったとき、自分の持っている資格、技術を活かし、要援護者を安全な場所に避難させる支援をして頂くことも目的の一つとなっております。現在、福祉職の登録者数が限られておりますので、今後もボランティア登録をすすめ、災害時、「避難準備情報」が発令された際の具体的な支援体制について整備を進め、来年度は登録していただいた、医療福祉職の皆様にも訓練に参加いただければと考えています。以上答弁とさせていただきます。

○3番（字引文威君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、字引議員。

○3番（字引文威君） ただいま健康福祉課長から災害時医療福祉職ボランティアの登録運用について整備を進めていて、来年度は災害時の避難準備情報発令時の医療福祉職の皆さんにも訓練に参加いただければとの回答がありました。ぜひ、具体的な対応方法を確認し安全な避難行動が実施できるよう指導願いたいと思います。当村はこのような異常気象により豪雨があれば、地滑り洪水など大きな災害に見舞われることを十分承知しておかなければなりません。痛ましい災害で人命を失うことだけは人知を尽くして守っていかなくてはならないと考えます。今後も行政の出来ることを最大限発揮し、村民の安全を願いつつ質問とさせていただきます。

○議長（平田勝章君） 次に、1番、太田議員。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） 1番太田譲です。通告に伴い質問いたします。わたしは今回スポーツ施設の現状と今後の整備計画について質問したいと思います。

はじめに先月、松本山雅 FC とのホームタウン契約が正式に調印され、ホームタウンデーでは生坂村のブースを出し、サポーターの皆様にも村のPRが出来たことは非常によかったことだと思います。これには村民の皆様のご理解があったからこそその事だと思っております。来週22日に控えた活性化施設「いくさかの郷」のプレオープンイベントを盛り上げるため、松本山雅からはガンズ君が来村して力を貸してくれるそうです。今後の様々な形での協力をお願いし、生坂村松本山雅が共に発展できる様な良い関係を築いていけるよう私も1村民として頑張っていくことは勿論ですし、行政にも積極的に取組んでいただけるようお願いしたいと思います。

本題に入りますが、少子高齢化により児童・生徒の減少で教育委員会のスポーツ教室の選択肢の低下や変更、参加児童者数の減少、中学校の部活動も運動系では個人競技のバドミントン1種目だけとなっています。また、体育協会のスポーツでも野球は休部状態が長く続き、ソフトボールは今シーズンから4チームしか参加できず、総当たり1回戦という少ない試合数にもかかわらず、人数が揃わず運営が非常に厳しくなっています。ソフトバレーも15年前には15チーム以上の参加があり、青年と壮年に分かれて試合をしていた時期と比べると、昨年は6チームと3分の1近くまで競技人口が減っているのが現状です。私も少年サッカーに12年間携わっていますが、近年なでしこブームにより女性のサッカー参加の認知度が上がってきて、生坂でも少女の参加もあります。男女ともに年々参加者数が減少してきているのが現状で、様々な工夫をして子どもたちにサッカーの出来る環境を整えてサッカーの楽しさを伝え、試合経験ができるよう他チームとも連携強化をしています。

スポーツを通じて健康な体づくりをして、子供からお年寄りまで健やかな生活ができるよう活動の促進・環境の支援をさらにしていくことが必須だと考えます。そこで、質問をしたいと思います。

生坂村第5次総合計画の第2章で「生涯わくわく学び続けられる村づくり」の中に第3節で、「運動に親しむ環境をつくります」と計画されています。この計画に基づき現在の状況と計画の実施内容についてお聞きします。

はじめに、スポーツ活動の促進について現在までの取り組み内容をお伺いいたします。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（市川廣美君） 1 番太田議員のご質問にお答えをいたします。スポーツ活動の促進について現在までの取り組み内容はということで、まず健康づくりと体力づくりの促進においては、住民の皆さんの健康維持と運動意欲向上を目的に、公民館事業としてスポーツや運動をする機会と環境を図り、必要に応じアンケート調査等を実施し、常に住民の皆さんのニーズを把握しながら各教室や講座を行ってきております。平成25年度からは松本大学の協力をいただき各種事業を展開してきており、健康福祉課と共に住民の皆さんの体力測定を含めた運動教室の開催や、ウォーキング教室の開催などが行われてきております。また児童・生徒を対象にしては、スポーツテストや体力測定などを実施し、大学生からも体育授業へ参加していただくなど体力づくりに努めているところであります。

次にスポーツイベントの充実においては、最大のイベントであります村民運動会は、参加者の減少と高齢化などによる分館役員等の負担の増加が問題視されるようになりました。また村民総合スポーツ祭は7月下旬の暑い時期に開催されていて、時期をずらした方が良いとの意見が出ていました。加えて様々な行事やイベント開催などもあり、分館長・公民館・スポーツ推進委員合同会議において協議をした結果、村民運動会と村民総合スポーツ祭を試行的に交互に開催することとなりました。村民運動会の競技種目においては、スピードを競う競技は止めにし、高齢者やお子さんでも参加し易い競技種目にしました。今後も、住民の皆さんの親睦を図る場として様々な意見を伺い、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討し、スポーツイベントの充実につなげていければと考えております。

社会体育と学校体育の連携におきましては、中学校部活動の充実と技術向上を目的に、平成23年度から公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援を行い、中学生の運動能力向上に努めております。また、小学生を対象にした少年少女バドミントン教室の講師は、平成29年度から体育協会バドミントン部に依頼し、通年開催することで中学校部活動や社会体育事業へ繋げてきております。

今後も、少子高齢化が進行することを踏まえ、住民の皆さんから意見を聞き、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの住民の皆さんが継続的にスポーツを楽しめるよう努めてまいりたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○1 番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1 番（太田譲君） 私の認識が少なければ申し訳ないのですが、アンケート調査を実施しニーズを把握して、各種事業や講座を開催とありますけれどもこちらは B&G の教室に関してのアンケートになるのかなと思うんですが、体育協会活動に関して、住民の皆様アンケートを実施したことがあるのでしょうか。あるならばそのアンケート結果とその後の活動の状況について教えていただきたい

と思います。

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（平野公恵君） 1番太田議員のご質問にお答えいたします。社会体育事業のアンケート結果ということですが、体育協会の関係のアンケートは今まで聴取したことはございません。社会体育事業に関するアンケートに付きまして、ご説明いたします。

平成23年度と平成24年度にアンケート調査を実施しておりまして、平成23年度には公民館教室に参加している方を対象として、開催期間、開催時間などへの意見要望についてアンケートを行っております。結果につきましては、概ね満足されており、教室によっては回数を増やして継続してほしいという内容でした。平成24年度には小中学生の保護者を対象としましたが、これは若い世代の意向調査としての意味で行なったもので、内容は趣味や運動等の教室、スポーツジム等へ通っているかの有無、その頻度、理由また、公民館に希望する教室と参加の有無、理由などを伺っています。結果については趣味や運動等の教室スポーツジム等へ通っているかは、4分の1の方がありと答えております。無と回答された方の多くは時間や日程が合わないとのことでした。公民館で希望する教室等を開催した場合、参加するかしないかでは、4割の方が参加する。2割の方が参加しないという回答でした。

また、このアンケートでいただいたご意見や要望の一部に対しまして、保護者の方に回答としてご報告してあります。以上で答弁といたします。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） 社会体育の方でのアンケートという形で、公民館事業の参加者対象のアンケートまたは、保護者への運動内容の把握という形でアンケートを実施したということですね。そちらの方は23年24年とやられているんですが、

更に継続をして定期的にアンケート等重ねていただき、更にニーズの把握をして少しでも村民の皆様が体を動かせる環境をつくって行けるように把握に努めていただければと思います。話を体育協会の方にもどさしていただきますが、アンケートを実施していないということですので、一言質問をしたいと思います。

体育協会では昔、野球、ソフトボール、男女各バレーボール、卓球等盛んに活動して、村内の活動だけでなく対外的な大会等にも参加していました。現在では活動はおろか休部中の種目が目立ちとても残念です。外に目を向けてみると麻績

村や筑北村では今でも各種盛んに活動し、人数的に厳しい状況においても活動を維持して種目数とスポーツ人口を保つような活動をしております。更に筑北村では近年村主導のスポーツクラブを立ち上げ、老若男女沢山の人が毎日のように体を動かしてさらにスポーツ人口を増やしております。当村で筑北村のようなスポーツクラブと同じ役割を果たせるのは体育協会だと思うのですが、村では体育協会とどうしてこのような状況になってしまったのか、さきほどのおこたえのなかにもありましたが、村民運動会については参加者の減少と高齢化などによる分館役員等の負担が増加し、問題しされるようになりましてとありますが、そういうことについて改善策等の話し合いなどは行なっているのでしょうか、ご質問いたします。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（市川廣美君） 1番太田議員のご質問にお答えいたします。体育協会の活動状況はというご質問でございますけれども、体育協会にご承知のとおり体育の振興と住民の皆さんの体力の向上を図ることを目的にし、公民館事業やそれから体育施設の整備に協力をしていただき、そして、スポーツの普及を図り村内外で開催されております大会や行事に参加をしてきていただいております。しかしですね、人口減少高齢化などによりまして、スポーツ人口が減少する中において、現在7つの専門部が活動しております。その内野球部はですね、平成25年度から休部状態ということではありますが、それ以外のソフトボール、ソフトバレーボール、ゲートボール、バドミントン、卓球はですね、年間を通じて様々な大会の開催、また後継者不足の中にあっては、指導者や部員の育成に努めてきております。そして、体育協会に各種スポーツ大会の運営をいたくすることによりまして、組織の育成や強化につながればということ考えてきております。人口減少と、高齢化等によりスポーツ人口が減少してきているじょうきょうかにおいて、各種スポーツ大会の存続は苦難であったかと思えます。野球で言えばナイターリーグ戦など歴史のある大会をできる限り存続していきたいという願いから地区の分館役員さんと協力して選手を集めるとともに、複数の分館が一つのチームを組織して参加するなど創意工夫を凝らしできる限り大会を存続し開催してきた経過もあります。

このようにですね、今後も各種スポーツ大会の開催について住民の皆さんのご意見を伺い、分館長それから公民館スポーツ推進員合同会議等で協議をし、取組んでまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○1番（太田謙君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田謙君） お答えいただいたようにこれからも各種相談していただく、維持に頑張っていただくのは勿論のことではありますが、やはり、しっかりと行政とですね体育協会並びに他の団体等で話し合いをする機会をちゃんと設けていただき、更なるスポーツ人口の減少を止めるだけではなく、子供からお年寄りまでみんなが参加できるような各種目の模索をいろいろしていただきたいと思います。先程の24年度のアンケートのほうからいけば、何か事業をやって参加したいかどうかという話で、4割の方は参加したい。2割は参加しない。残りの4割は無回答ということはやはり参加しないということなんで、6割の方が参加をする、したいという気持ちがないということは、何か原因があるかだと思いますので、そこを解決していただけるように議論を重ねていっていただきたいと思います。

次に、スポーツ環境の支援充実について現在までの取組みについてご質問したいと思います。

○教育長（市川廣美君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育長。

○教育長（市川廣美君） スポーツ環境の支援充実について現在までの取り組みということではありますが、まず、スポーツチームの育成・支援については、B&G海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設の整備を行うと共に、各スポーツ用具等を常に利用できるようにし、住民の皆さん等がスポーツや運動を行う環境を整えています。さらに、B&G海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催し、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティーの育成と体育の推進を図っております。

体育協会の組織充実については、体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層等の変化により競技人口が減少してきておりますけれども、体育協会と協議を行いゲートボール大会やマレットゴルフ大会など、各種スポーツ大会の運営を委託することによりまして、組織の育成・強化に繋げております。

体育施設の活用と充実については、ファミリースポーツパークは、平成22・23年度にテニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラブハウスの改築など施設のリニューアルを行いました。総合グラウンドも老朽化が目立つようになったため、平成24年度にベンチと階段の改修を行っております。B&G海洋センターについては、建設してから25年以上が経過してきていることもあり、アリーナの床の改修工事に併せてフットサルコートの新設を行い、管内の照明とプールの照明をLED化する改修事業を行いました。平成29年度にはコミュニティー事業を活用し、アリーナに小さいお子さんも遊べるキッズスペースを設置し、保護者自身もスポーツを楽しみながら、お子さんの様子を見ることができ、ロビーでも気軽にくつろげるスペースを設けました。また、今年度はB&G財団から助成していただき、アリーナの耐震改修と

屋根、外壁の塗装を行っております。今後も、これまで実施してきた海洋センター主催事業や学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、住民の皆さんが利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアとなっておりますので、いつでも誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、一層の施設の有効活用が図られるよう努めてまいります。以上で答弁とさせていただきます

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） お答えいただいた各施設の改修や、お母さん世代が運動しやすい環境を考えたキッズパークの新設はニーズに合わせた環境整備支援として、とても評価に値するものだと思っています。こういった施設整備について再質問したいんですが、総合グラウンドの放送室は長年使用ができない状態が続いていますが、どのぐらいの期間使えていないのか、なぜ今まで修繕をしてこなかったのか、その訳と、照明が近年動作不良を起こしております。その点検修理の予定はあるのか、もう一つ、先日の赤とんぼフェスティバルでは排水溝に泥が溜まり、水がスムーズに流れず大変な状況になってしまいました。こういった施設管理などどのようにしているのがお聞かせください。

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（平野公恵君） 太田議員のご質問にお答えいたします。先程のグラウンドの関係で、いろいろ不手際がありましたことにつきましては、管理が行き届いておりませんと申し訳ありませんでした。管理状況についてご説明いたします。総合グラウンドにつきましては、グラウンド内の除草整備は教育委員会で行っている状況です。周辺的环境整備につきましては、シルバー人材センターへ委託しており、ここ数年では役場の職員互助会によるボランティア作業として、年1回除草作業を行っております。バックネット裏の倉庫につきましては、主に体協ソフトボール部で管理されている状況であります。先ほどの質問にもありましたようにこちらできちんと点検していなかったということがありまして、長年使えていなかったことに対しましては、これからきちんと管理していきたいと思っています。また、管理棟の用具室には施錠しておりまして、ソフトボール、野球関連用品教育委員会が管理する簡易テントなどの備品が保管されております。

マレットゴルフ場につきましては、一般利用に関しては特に予約申し込み等行



なっていませんけれども、必要な方にはやまなみ荘のフロントでスコアカード、スティックボールなどを貸与しています。場内の整備等はシルバー人材センターへ作業委託しております。

屋内ゲートボール場とテニスコートにつきましては、施設管理されており、やまなみ荘または、海洋センターへの事前予約で使用のつど鍵を貸与しております。なお、各施設の設備備品の不備や破損などがあった場合は利用者からの申告によりましてその都度対応しているような状況であります。

海洋センター内のアリーナ、トレーニングルーム、プールの管理状況につきましては、団体個人とも事前予約が必要ですが、当日空きがあれば利用可能となっております。また、各競技とも海洋センター備え付けの用具類は自由に使用していただいております。

施設整備につきましては、専門的な電気保安管理、消防設備の点検等プールろ過機の点検、循環パイプの洗浄、海洋センターの床、窓の清掃はそれぞれ業者に委託しており、その他の整備については職員による点検と屋外施設と同じように利用者からの申告でその都度対応している状況であります。以上管理状況についてお答えしました。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） 今お答えいただいたなかの互助会の皆さんによる除草作業これ私も目にしております、非常にありがたいことだと思っております。後は、シルバーの方に委託をしながら除草並びに維持をしているということで、各所施設の方もすべて職員の点検と何かご報告があれば対応をしているということなんですが、多分、何年か前にも放送室の機材が使えないですとか、照明も、私も何度か言わせてもらいましたが、点かないものがあったり、どうしてもやはり夜使うには照明というのは大事になってきますし、放送施設も使えれば村民運動会、赤とんぼ等でもいろいろなところで使えるものでありますので、機材が使えないとか、施設管理が不十分だと利用者の足も遠のいてしまう原因になりますので、定期的にメンテナンスや点検をしていただき、必要ならば修繕をして利用者が使いやすい環境を整えていただくようにしていただきたいと思っております。

次に、各種事業や活動を行っているということですが、現在の体育施設ごとの使用状況はどのようになっているのか、また、村内者、村外者等分けて把握ができておればそちらの方お聞かせください。

○教育次長（平野公恵君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、教育次長。

○教育次長（平野公恵君） 太田議員の体育施設の利用状況についてお答えをいたします。各体育施設の利用状況につきまして、海洋センター内アリーナは、平成28年度9,780人内、村外者が29パーセントに当たる2,836人の利用がありました。平成29年度は9,283人内、村外が約25パーセントの2,320人の利用がありました。バスケットやバドミントンなど定期的に利用している団体やグループもありますし、3年ほど前にはやまなみ荘に宿泊した桐朋女子高等学校のバドミントン部が2日間利用されたこともあります。トレーニングルームは、平成28年度は1,637人内、村外が約9パーセントの147人、平成29年度は1,283人内村外が、約8パーセントの103人の利用がありました。プールにおきましては平成28年度は2,143人内村外者が約22パーセントの461人、平成29年度は2,761人内、村外者が約25パーセントの687人の利用がありました。団体につきましては、村外の3つの保育園が多く利用されております。他の施設につきましては、利用人数ではなく、昨年6月から今年3月までの利用件数になりますけれども、総合グラウンドは村外の団体が10件、ゲートボール場村内在が24件、村外在が57件、テニスコートは村内在が46件、村外在が274件の利用がありました。その他総合グラウンドでは、村内の少年サッカーが週2回、ソフトボールが、5月から11月にかけて利用されています。なお、マレットゴルフ場につきましては、一般の方に無料開放しているため、団体や大会などで使う予約受付のみの把握となっており、特に人数等の把握はしておりません。以上です。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） ありがとうございます。体育館の方はアリーナやはり利用者数も多いですし、村外からの利用者も多いように見受けられます。プールの方も小学生、中学生、村内の方と外の団体の保育園ですかね、使われておるような状況です。ただ、どの施設もなかなか数値が上がっていないというのにも否めないのかなと思っていますし、グラウンドの使用頻度が少ないように思われます。村内では、私やってるサッカーとソフトボールということで、ほぼ村外の方の利用という形にもなるんでしょうが村外も10件ということ。更に老朽化もグラウンドの方も顕著ですし、更なる利用者の増、活用の増を、増やすために改修の方も検討していかなくちゃいけない時期が来ているのではないのかなと感じます。

そういう中で、現在の村のスポーツやイベント事情近年のグラウンドニーズを考えると最近人工芝や天然芝のグラウンドが多く、そういったグラウンドの使用は空きがないくらい人気があります。例にあげますと、筑北村のサッカー場なんですけど、やはり村民が使わない日は1年を通して予約が殺到して、それに伴い隣接された「とくら荘」でしたか、の集客も増加しております。利用率の向上流動人口の増やまなみ荘やグラウンド周辺の施設利用増にもつながると思います。こういったものぜひ実現していただきたいと思いますが、村長のお考えをお聞か

してください。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 太田議員の質問にお答えをいたします。筑北村の人工芝のサッカー場大変人気があって予約が取れないということも私存じ上げておりまして、その影響で戸倉も今黒字だということでございまして、太田議員のご指摘のとおりだと思いますが、総合グラウンドを改修するには相当の事業費がかかりますので、人工芝、天然芝にしますと、この間の8、9日の赤とんぼフェスティバルは、あんなにグチャグチャにしないで快適なコンディションで出来たかもしれませんけれども、今後、またそのようないい提案をいただいて、老朽化もしておりますので、より良い改修が出来て費用対効果が見込めるようでしたら、前向きに検討していきたいと思っております。以上答弁といたします。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） 前向きにご検討をいただけるというお返事をいただいたのですか、どうしても費用対効果ということも考えていかなければなりませんし、様々な、作るにあたって大変だということは重々私も承知しておりますので、そういう環境を求めている団体、そういう活動をしているところとの連携を取りながら、いい方向に進んでいけるよう私も考えていきたいと思っておりますし、そういう条件が良いような団体等を村としても探していただければ、良い環境でのスポーツが出来、子供たちのスポーツ振興もでき、様々なイベントでも天候に左右されることが少なくなるようになっていくと思っておりますのでよろしく、その辺は思っています。以上で私の質問を終了いたします。

○議長（平田勝章君） ここで休憩をしたいと思います。再開は11時15分とします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。次に、6番、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 6番の吉澤弘通です。私は、人口減少のなかでの今後の村政運営と題して一般質問を行います。人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるべく国と地方自治体は地方創生事業を懸命に実施しています。しかし殆どの自治体は人口減少を食い止めることが出来ていません。当村でも平成22年の人口が1,953人であったものが、平成27年の国勢調査では1,843人で、5年間で110人が減少しています。今後の村の人口ビジョンでは、平成32年では1,744人で更に5年間で99人が減少することになっています。一方人口の減少による財政面の影響も大きく、平成22年度から27年度で人口が110人減少した結果、地方交付税が2750万5千円減少し、1人、人口が減少することで約25万円が減少しています。

今後の村の村政運営を如何にしたらいいか今から真剣に考える必要があります。私は人口減少を食い止める方策をとりながら一方で人口減少に対応した方策をとる2面的な村政運営が必要と考えますので、その対応について総務課長、村長にお伺いいたしたいと思います。

まず、最初に総務課長に、地方交付税の減少に大きな影響のある項目は何かあるかお聞きをいたしたいと思います。地方交付税は自主財源の少ない地方自治体に一定の住民サービスを実施するための財源不足を国が定めた算定基準で交付する一般財源で、基準財政需要額－基準財政収入額で計算され、平成29年度は当村では不足額は9億8933万3千円となっています。

しかし、人口と大きな関係のある地方交付税は平成22年、人口1953人で12億468万3千円、予測では平成31年は人口1641人で地方交付税は10億4500万、人口が312人減少して地方交付税は2億183万円減少することになっています。人口減で当然住民サービスが減少することは分かりますが、人口1人の地方交付税の減少が村の公表の25万円とすると31年は7800万円の減少にとどまるべきであるのが、2億183万の減少となるのは国での地方交付税の算定項目の測定単位当たりの費用単価の高い、中学校生徒数、小学校の児童数、小学校への就学前のこども数、社会福祉費の人口、高齢者福祉の人口など人口減少で大きく減少してると思われますが、これらの項目はどんな影響があるのか総務課長にお尋ねしたいと思います。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） 6番吉澤議員のご質問にお答えいたします。地方交付税の減少に大きな影響のある項目についてお答えをいたします。

普通交付税の算定は、測定単位が国勢調査の人口による項目が14項目で、人口が個別算定される項目が8項目あります。吉澤議員ご指摘のとおり小学校費では小学校の児童数、中学校費では中学校の生徒数、高齢者保健福祉費では65歳以上の人口及び75歳人口が個別算定される測定単位となっております。

平成29年度の基準財政需要額では、小学校費の児童数による額が946万1千円、中学校の生徒数による額が130万2千円、高齢者保健福祉費の65歳以上人口による額が9314万8千円、75歳以上による額が3666万1千円となっており、この個別算定される項目の対象者数が減ることにより交付税額への影響は大きくなってきます。また、平成22年度の交付実績と平成31年度の交付見込みの主な減額理由は、国勢調査の人口の減少、個別算定による減少、そして公債費の償還額の減による減少となっております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 総務課長に再質問いたします。交付税の国で行う算定項目の単位当たりの価格が高く、人口減少で大きく交付税が減少するものは、今の質問でわかりましたが、一方算定項目の単位当たりの単価が低く、人口が少ない当村では交付税の交付額が少なく、ほとんどを自主財源で充当しなければならない事業があります。例えば水道の算定単位当たりの価格は、人口一人当たり94円で、人口が1900人とすると、17万8600円で1年の事業費の6500万円の0.3パーセントにしかあたりません。財源が少なく今後のインフラの維持管理をいかにするのか、その財源対策をどうするのか、お尋ねしたいと思います。

また、交付税の算定項目の中に27年度からまち・ひと・しごとの行政努力の地域の経済活性化として、職員数の削減、ラスパイレス指数、人件費の削減、経常経費の削減率、地方債残高削減率などがあり、2として、人口減少対特別策事業を合わせて算入されましたが、29年度の当村への交付額はいくらになっているかお教え願いたいと思います。以上二つについてお尋ねいたします。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） それでははじめに財源が少ないなかでのインフラの維持管理対策についてお答えをいたします。簡易水道事業及び下水道事業のように使用料を財源としている公営事業についての日頃の管理運営については、最小の経費で最大の効果を上げる仕組みを構築したいおうしなければいけないとかがえております。また、施設の更新は少ない財源で更新を行っていくために有利な国の補助事業や交付税算定率の高い起債の事業検討を改修年次をふまえて行なって行くことや、改修年次に併せての基金の積立なども行っていく必要があると考えます。また、村道の改修や橋梁などの長寿命化についても、現在実施している社会資本整備総合交付金事業で実施して、補助残については償還計画に

より過疎債を充当してなるべく一般財源の充当を抑制し対応していくように考えます。

続いて、地域の元気の創造事業費また人口減少特別対策事業費についてでございます。普通交付税の算定項目のひとつ地域の元気創造事業費では、想定単位は人口となっており、吉澤議員ご指摘のとおり、職員の削減率人件費削減率ラスパイル指数の状況、人件費を除く経常的経費削減率、地方債残高削減率、農業生産額をもちいた係数、製造品出荷額をもちいた係数、小売業年間販売額をもちいた係数、若年者就業率をもちいた係数、女性就業率をもちいた係数、従業員をもちいた係数、事業者数をもちいた係数、一人当たり地方税収を経常容態の差を算定して、測定単位を基に補正して基準財政額を算定をしております。なお、平成29年度の地域の元気創造事業費の事業額は4342万円でした。

また、人口減少等特別対策事業費についても測定単位は人口で、人口増減率をもちいた係数、転入者人口率をもちいた係数、転出者人口率をもちいた係数、年少者人口比率をもちいた係数、自然増減率をもちいた係数、若年者就業率をもちいた係数、女性就業率をもちいた係数、有効求人倍率をもちいた係数、一人あたりの各産業の売上高をもちいた係数、出生率をもちいた係数、過疎地域等適応市町村の状況を経常容態の差を算定し、元気創生事業費と同じように算定をしております。なお、平成29年度の人口減少等特別対策事業費の事業額は8541万5千円となっております。以上答弁といたします。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） 吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） よくわかりました。それでは次の質問を総務課長にいたします。政策転換の必要性があるかどうかについて質問をいたします。

平成29年度の一般財源は村税の増加はしましたが、前年比5千万の減少になりました。地方交付税の減少は自主財源の少ない当村では、今後住民サービス特に教育、福祉、医療、保健衛生、ゴミ処理、消防、道路上下水道等の住民サービスの改正を行い、税負担の改正、税の増を行なわなくてはならない時期、すなわち政策転換の必要な時期があると思っておりますがどうでしょうか。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） それでは、政策の転換の必要性、時期についてお答えをいたします。

現在の普通交付税の人口に伴う算定項目は、平成27年に実施した国勢調査結果の1,843人を測定単位として算定をしております。次回の国勢調査は平成32年

に実施いたしますので、平成33年度からはその人口により算定する様になります。今年度の8月末の住民基本台帳による人口が1,769人で比較すると現時点で、74人減っている状態であります。

しかし、人口を維持するために、まち・ひと・しごと総合戦略等により事業実施していますが、財政運営については多面的な将来予想が重要です。このため人口が減少していった時、すなわち、吉澤議員ご指摘の政策の転換時期の影響も想定して対応していかなければいけないと考えております。

それには吉澤議員のおっしゃられたように、住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果が挙げられるよう地方公共団体の事務の適正化の確保を行って行かなければいけないと考えております。当村でも現在の行政サービスの各事業について、最小の経費で最大の効果を上げるよう、事業費対効果の検証方法や、事業対象者の生の声を吸い上げる仕組みの構築、また職員へ最小の経費で最大の効果を生み出すための事業提案の推進を行い、事務方としてその結果を、村長に提言して行くように考えています。以上答弁とさせていただきます。

○6番（吉澤弘迪君） はい、議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 今回の質問に対してもう一度総務課長にお聞きします。地方交付税が人口減少により減少して、財政不足が発生し、住民サービスを変更する政策転換の時期については大変判断が難しいのではないかと思います。私は、その要因を考えますと、二つを挙げたいと思います。一つは住民サービスが高度化して、多額な財源が必要となった時、二番として多額な公債が発生して、交付税で公債費を補てんすることが出来なくなったとき、の二つが考えられます。例えば、年度末に当村の交付税と公債費の状況を見ますと、平成25年度地方交付税は11億8489万、公債費が3億7565万で公債費率が12.8パーセントであったものが、平成29年度は地方交付税11億2222万円、公債子2億5238万円で公債費比率が7.8%と公債費比率が好転しております。地方交付税は25年度対比6267万円の減、公債費が1億2328万円と減少して交際費の減少が地方交付税の減少を上回っており、財政不足が生じてはおりません。

新聞報道では、ある村が29年度の決算認定で、事業の交際費を算入することを忘れ黒字として決算しましたが、公債費を算入すると赤字となるので、基金を繰入れて黒字としたとの報道がありました。事実歳出の中で公債費のウエイトは大きく、当村でも29年度の一般会計の差引残高は、5966万で新しい事業の交際費がさらに加われば基金からの繰入をしなくてはならない厳しい状況にあります。政策転換の要因は、地方交付税の交付額と公債費の対比にあると私は考えますが、総務課長のお考えはいかがでしょうか。

○総務課長（牛越宏通君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、総務課長。

○総務課長（牛越宏通君） 地方交付税額と公債費の対比についてお答えをいたします。普通交付税の算定項目の中に当該年度に償還する公債費の管理償還金の額により算定される項目があります。その中で、臨時財政対策債は、100パーセント交付税措置算入されますが、他の記載では、過疎対策事業債、緊急防災減災事業債が70パーセント、他の起債についてはそれ以下の交付税算入措置率となっております。この算入措置率以外の分については、吉澤議員ご指摘のとおり、この財源は一般財源として自主財源以外は地方交付税を充当することとなっておりますので、長期的な償還計画を考慮せずみやみくもに借入れを行うと、議員ご指摘の財政運営の転換期になると考えます。しかしこのようにならないために、財政の主管課として村づくり計画の歳入額と歳出額を各年度の財政シミュレーションなどで、過剰に借入れを行わないように公債費の償還計画を考慮した健全な財政運営を行うように努めております。以上答弁とさせていただきます。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） それでは総務課長への質問が終わり、次に村長に人口減少に対する政策提言を申しあげて、村長のお考えを伺いたいと思います。

2016年3月に「人口減少社会に適格に対応する地方行政のあり方」の答申が出されていますが、行政サービスの持続可能な行政体制は行政間の広域連携を提言するのみで、各々の行政の行政運営まで言及されていません。そこで、私は住民サービス、税負担の政策変更の前段階として、人口増加対策をとりながら財源の有効活用を進めることが必要であると考え、下記の政策を提案いたします。

一として、人口増加対策。この中には、新規就農者対策、村外者移住対策（空き家利用）、若者定住者対策を提言いたします。

二として、財政対策としては、自主財源増加のためのふるさと応援寄附の推進。小中一貫校の実現。一般事業の選択と集中。事務部門の改善（兼任、統合、外部委嘱）。人件費の抑制。公共施設の整備、統合、廃止。事業評価により補助金交付金の適正化。

更に三として、住民サービスの核となる事業の堅持。これには特に福祉センター、自主交通、農産物直売所の経営安定をはかり持続をする。

以上の政策を提案いたしたいと思いますが、村長のお考えはいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。



○村長（藤澤泰彦君） 6番吉澤議員のご質問にお答えをさせていただきます。人口減少に対する政策提言でございまして、具体的にいくつかご提言をいただきました。

それにつきましてまず、人口増加対策につきましては、新規就農者研修事業、村外者が空き家への移住対策、若者の定住を促す若者定住促進対策につきましては人口を維持していくために有効な政策だと私も考えております。このため、新規就農研修事業では、南平地区の水田を葡萄畑に圃場整備をして、新たに4世帯の新規就農者が研修を現在行っております。

また、空き家の有効活用についても、村づくり推進室長で行っております今年度から空き家バンクの登録物件に係る売買又は賃貸借の適正かつ円滑な推進を図るため、宅建業務のできる村内の業者と連携し、仲介や契約業務を行っているところでございます。

村外者移住対策としては、空き家バンク登録物件を購入あるいは賃貸した場合、その空き家の改修や片づけ等に補助をします「生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金」を今年度新設をしまして、従来の住宅リフォーム補助金に子育て世帯型を設けて、補助金額の上限を100万円に拡充をして取り組んでいるところでございます。

若者定住促進住宅につきましては、6月の議会でお認をめいただきました、「道の駅いくさかの郷」周辺に若者定住促進住宅の造成工事を実施して、年次計画により住宅建設を進めてまいりたいと考えております。

しかし、この3事業に併せて、生坂村で暮らしたい、生坂村で子育てしたい、生坂村で老後を暮らしたい、といった気持ちになるようなソフト事業も展開をしていかなければと考えているところでございます。

続きまして、財政対策についてでございますが、自主財源を増加させる手段として、ふるさと応援寄付金額を増加させることは重要と考えております。現在のふるさと納税の返礼品は、お米、葡萄、梨、漬物、ジュース、干し柿、黒ニンニクなど村内の特産品を用いておりますが、季節に応じた果物や、加工品は出荷期間も短く数量も少ないために品切れになってしまい、納税額が伸びないない状況となっております。

今後は、新たに返礼品の対応をしていただく方の加入推進が必要ですし、22日にオープンをします活性化施設いくさかの郷で販売します、農産物や加工品を返礼品として対応できるように検討していきたいと考えております。

小中一貫校の実現につきましては、現在、保小中一貫教育研究検討協議会により検討協議を行なっておりますので、その結果を考慮して対応してまいりたいと考えます。

事務部門の改善、人件費の抑制、事業評価による補助金、交付金の適正化につきましては、総務課長が先ほど答弁したように、最小の経費で最大の効果を挙げられるように、事業費対効果の検証方法や、事業対象者の生の声を吸い上げる仕組みの構築、また職員からの最小の経費で最大の効果を生み出すための事業提案の結果を参考にして、それぞれに対応していくように考えます。

また、公共施設の整備、統合廃止については総務省から公共施設の個別施設計画として、各公共施設の維持管理や更新、統合、廃止などの計画を定めるように推進をされておりますので、この計画の策定時に検討をして対応したいと考えているところでございます。

最後に、住民サービスの柱となる事業の堅持につきましては、やまなみ荘、村営バス、活性化施設いくさかの郷は、生坂村にとって住民サービスの柱であると共に、村の活性化のために必要な施設とて考えております。

しかし、各事業とも使用料を財源として運営をしていますので、健全な経営を行なえるよう各事業で取り組んでいかなければと考えます。また、3事業の経営を安定し継続していくために、1人でも多くの村民の皆さんにご利用していただくよう取り組みも検討していきたいと考えております。

以上の答弁のように、吉澤議員から提言いただいた3項目は、限られた財源の有効活用にとって重要な事項と考えますので、ご提言いただいた内容の実施に向けしっかりと検討協議を進めてまいりたいと考えます。以上答弁といたします。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 村長の今のお答えについてさらに再質問をいたします。自主財源の少ない当村での人口減少による地方交付税減のこれからの村政についての議論を進めてまいりました。限られた財源で地方自治体は、住民サービスを地方交付税を利用して一定に保つ義務がございます。一方、住民の住民サービスの高度化への求めは無限であります。その中で地方交付税を中心にした財源で、住民サービスを一定に保つためには、地方交付税の減少を食い止めるための人口対策、さらに財源を有効に使用する行政努力が必要であり、これについては村長も理解をしていただきました。国の交付税算定項目の中に行政努力と人口対策が新たに加わっていますので、これらのことは必ず実行しなくてはならない事項であると思えます。今のままで人口が減少すると、地方交付税の減少で財源不足が発生し、税の増加、住民サービスの低下の政策転換の危機が訪れます。そんなことにならないように行政努力を求めるだけでなく、住民サービスを受ける村民として何か出来ることはないかと真剣に考えます。自助・共助・公助という言葉がありますが、住民サービスの中にも住民が協力して、住民サービスの水準を変えずに、経費を節減できるものがあります。例えば、学校給食の無償化にも食材を村民が無償で提供する事とか、医療費の無償化も村民が検診を受けて病気を予防する方法、道路改修にも村民がおてんまで改修をする。考えると色々な住民サービスに村民が協力する部分があります。その点について更に考える必要があると私は考えます。

現在、村民のボランティアは進んでおりますが、住民サービスとボランティアの結びつきについて、その方法についてさらに知恵を出すことが必要時ないかと

思います。村の財政の厳しい状況を村民に説明し、村民のかかわりについて再度村政懇談会等で協力を求める考えはないか、村長にお伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 6番吉澤議員のご質問にお答えをいたします。財政の厳しい状況を説明し村民のかかわりについて村政懇談会等で協力を求めるということでございますが、吉澤議員ご指摘の通り、今までも毎年度村政懇談会を開催して、村民の皆さんに行財政運営の厳しさをお伝えをしてきたつもりでございますが、多くの村民の皆さんに分かってもらっていないのではないかとという点も考えられます。また自助・共助・公助の取組みに付きましても、「いくさか村づくり計画」に記載させていただいていますように、村民の皆さんとの共同による村づくりには欠かせないことでございますので、今後も村民の皆さんのご理解とご協力をいただく中で、現在の住民サービスを下げずに経費の削減につなげることは重要な課題であると考えます。そういう点で、改めて村政懇談会で人口対策に関する事項や、今後人口が減少していった時の財政状況の説明、そしてご提言いただいたような村民の皆さんのご理解ご協力により、削減できる事業についても協力依頼を行うように検討してまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○6番（吉澤弘迪君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、吉澤議員。

○6番（吉澤弘迪君） 私は、交付税を中心にして色々な面から総務課長村長にお伺いをいたしました。生坂村は小さな村ですが、財源にも限定がございます。村を明るくし、希望のある村にするには、村民と行政が一体となって、胸を開いてそれぞれ理解することが、まず第一ではないかと思っておりますので、今後そのようなことを念頭に入れて行政運営をお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（平田勝章君） ここで昼食のため休憩したいと思います。再開は午後1時とします。

○議長（平田勝章君） 再開いたします。午前に引き続き一般質問を行います。2番、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 2番一ノ瀬貞男です。通告に基づきまして一般質問をいたします。最初の質問は、道の駅を拠点とした自動運転について質問いたします。

国土交通省では、高齢化が進行する中山間地域における人、物、物流確保するため「道の駅」を拠点とした自動運転サービスを2020年度までにビジネス化を目指すとの記事が記載されておりました。現在、全国13か所で産学官連携での実証実験が行われて実用化に向けて進んでおります。また、長野県議会では、中山間地の自動運転と地方創生事業についての一般質問において、阿部知事は自動運転サービスの導入については地方創生推進交付金をはじめとした国の支援に関する情報収集を行い関係市町村と協力検討していきたいとの答弁をしております。

生坂村の道の駅「いくさかの郷」を拠点とした、自動運転サービスの導入が地域の活性化に必要と考えますが村長の考えを伺いいたします。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村長。

○村長（藤澤泰彦君） 2番一ノ瀬議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅を拠点とした自動運転についてということでございますが、国土交通省では、「中山間地域における道の駅等を拠点とした自動運転ビジネスモデル検討会」を設立し、その趣旨として、高齢化が進行する中山間地域においては、人流・物流の確保が喫緊の課題となっているため、本検討会は、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの2020年までの社会実装を目指し、貨客混載や観光などの地域の特色を踏まえたビジネスモデルの検討を、産学官連携で行うことを目的に取組を始めました。

そこで、検討内容として、自動運転に対応した道路空間活用のあり方、中山間地域のニーズを踏まえた自動運転車両技術等のあり方、道の駅等を拠点としたビジネスモデルのあり方などについて、当検討会で協議を行っているところでございます。

国土交通省では、主にビジネスモデルの検討を行うための実証実験地域について公募を行い、全国26地域から応募があり、実証実験地域として8箇所を選定し、ビジネスモデルの更なる具体化に向けてフィージビリティスタディを行う箇所として5箇所を選定しました。

その中で長野県内では、実証実験箇所の8箇所の中に、伊那市の道の駅「南アルプスむら長谷」が選ばれ、今年の2月10日から実証実験が始まったところでございます。

そこで、私は道路関係の役員も仰せつかっていますので、「道の駅」等を拠点

とした自動運転サービスの実証実験の取組は早くから知っておりました。当村も「道の駅」を造っていただくために、長野県建設部にお願いに伺った時に、一ノ瀬議員にもお見せをいたしました、この「生坂村道の駅を拠点とした自動運転サービスのイメージ」という資料をお持ちしまして、地方創生の中核施設、農業振興、雇用創出、買物弱者対策、高齢者福祉、防災拠点など多くの役割を「道の駅」は担うわけではありますが、それに加えて今言いました「道の駅を拠点とした自動運転サービスのイメージ」をお示をさせていただき、自動運転の拠点としても活用していきたいと、道の駅の建設をお願いした次第でございます。

よって、来年の4月に順調にいきますと「道の駅 いくさかの郷」がグランドオープンしますのでその後、国土交通省から公募がありましたら、応募いたしまして生坂村にあった実証実験を行ってまいりたいと考えております。以上答弁いたします。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 村長の答弁にありました、伊那市の道の駅「南アルプスむら長谷」の自動運転バスの実行可能性調査は今年の8月に行われ、実験結果とアンケート結果が報告されております。実験は6日間行われGPSによる自動運転レベルに一部自動運転とレベル4高度自動運転による実験と専用区間の磁気マーカー、これは電磁誘導レベル1測定テストですが、これが行われ走行実験が報告されておりました。GPS感度が悪い箇所は一時的に手動運転に切り替え運転していくこと等で、現状での課題はまだ多くありますが、伊那市は今後も継続的な実験を行っていくとのことでした。

また、自動運転の車両導入に関する住民アンケート調査がありました。自動運転車両につきましては、賛成46パーセント、どちらかという賛成23パーセント、どちらとも言えない26パーセント、どちらかという反対2パーセント、反対1パーセントというアンケート結果で、自動運転を好意的に受け取る住民が多数を占めている結果です。

このように自動運転バスは地域の活性化や過疎地域における高齢者の移動支援と買い物弱者対策に期待されております。白馬村においても自動運転技術を取り入れたバスを走らせる実験を2020年度までに行う計画ということですので、2020年度自動レベル3、2025年度までにはレベル5、完全自動走行を目指して自動運転の実験と技術開発が進んでおります。少なくとも私は10年後には自動運転技術が完成し一般に普及すると思っています。村長の答弁によると、長野県建設部に道の駅を拠点とした自動運転のサービスイメージをお示しし自動運転の拠点としていきたいとのことですので、次に公募がありましたら生坂村にあった自動運転バスの実証実験を行っていくよう期待して自動運転に関する質問を終わります。

次の質問に入ります。第2の質問は、移住者田舎体験ハウスにおける宿泊実績と移住者について質問します。定住促進により人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を目的とした移住者田舎体験ハウスが活用されて、田舎体験ハウスを見学に来た家族を SNS 等でよく見ておりますが、1年間の田舎体験ハウスを利用した宿泊者人数をお伺いいたします。また、田舎体験ハウスを活用し、生坂村に移住した家族は何家族あるのか村づくり推進室長にお伺いいたします。

○村づくり推進室長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（山本雅一君） それでは、2番一ノ瀬議員のご質問にお答えをいたします。生坂村移住者田舎体験ハウスですけれども、都会など村外から田舎暮らしを希望している方に実際に生坂村に住みながら、村の生活や雰囲気などを体験していただいて、生坂村への移住へつなげていくために平成28年の上生坂の空き家を活用して整備されたものです。

この田舎体験ハウスを利用した宿泊人数ですけれども、開設当時の平成28年度は4組で10名、平成29年度は8組で17名の方が宿泊されております。ちなみに今年度の平成30年度8月までであります。4組で21名の方が宿泊されております。

次に、この田舎体験ハウスを利用した方で、生坂村に移住された方の人数ですけれども、いままでで3組で6名の方が転入されてきております。以上で答弁とさせていただきます。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 再質問を行います。移住者田舎体験ハウスの宿泊実績と移住者についてですが、村づくり推進室長の答弁によりますと、毎年田舎体験ハウスの宿泊者実績が増えており、平成28年度開設以降今年の8月までに宿泊体験された家族を集計すると、16組48名となります。これは生坂大好き隊により、空き家見学や体験ツアーの効果が出て稲ものと思われ。この田舎体験ハウスを利用して生坂村に移住した家族は3組で6名ということですので、総宿泊者家族の生坂への移住率は18.7パーセントと2割近くに達しており一定の効果が出ていると思います。今後も大好き隊による空き家見学や田舎体験ツアーを継続していくことが必要と思っておりますので、生坂村を発信する SNS はもとより、いろいろな情報発信ツールを活用して空き家見学や田舎体験ツアーにより生坂村に移住する家族を増やし、人口減少に寄与することを期待しております。

次の質問に入ります。最後の質問になりますが、空き家バンクの登録件数と移

住者実績について質問いたします。

高齢化が進み、村内に「空き家」がさらに増える時代が今後想定されていますが、「空き家」は居住可能な「空き家」で、特に古民家は都会の人には人気があるとのこと。移住が不可能な『特定空き家』となる前に所有者には早期に「空き家バンク」への登録を勧め、移住による人口増加を図ることが必要と考えます。また、生坂村への移住には移住定住及び空き家対策事業補助金制度があることも伝え、生坂村への移住者増となるように積極的に PR すべきと考えますが、移住希望者への PR 方法及び、この 1 年間で「空き家バンク」への登録件数と「空き家バンク」を利用して村に移住した家族の件数をお伺いいたします。

○村づくり推進室長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（山本雅一君） それではお答えいたします。

まず、生坂村移住定住及び空き家対策事業補助金についてでありますけれども、これにつきましては、生坂村における少子高齢化及び人口流出等による人口減少の抑制と美しい集落環境を維持するため、当村への新規転入者及び空き家所有者に対しまして、改修費や家財処分費などの補助金を交付するもので、今年度から新設された補助金であります。

現在、この補助金の移住希望者への PR 方法としましては、生坂村のホームページの「田舎暮らしのすすめ」というバナーの中に補助金の内容や申請書等を掲載しているほか、長野県移住ポータルサイトの「楽園信州」に生坂村の支援制度一覧として掲載をさせていただいております。また、長野県と長野県宅地建物取引業協会が運営します空き家ポータルサイト「楽園信州空き家バンク」に生坂村の空き家バンク登録物件のほかに、生坂村の補助金・支援金制度として掲載をさせていただいております。

このほか、また、この補助金につきましては空き家バンクに登録している物件が対象であるということから、現在、空き家バンクに登録するかどうか迷っていらっしゃる方に郵送でこの補助金の新設をお知らせいたしました。

空き家の PR につきましては、今年度の 4 月と 8 月にいくさか大好き隊員による「空き家見学・田舎体験ツアー」を実施しております。首都圏などから 6 組 13 名の方が参加していただき、空き家バンクの登録物件や田舎体験ハウスなどを見学していただきました。

このほか、古民家に人気があるということから今回、月刊誌の「田舎暮らしの本」10月号に生坂村の空き家バンクに登録されています古民家を集めて 3 ページにわたりまして掲載していただき、古民家と生坂村の PR を行っております。

この 1 年間の「空き家バンク」の登録件数につきましては、5 件の登録をいただいております。今後 2 件ほどの登録をさらに見込んでおります。また、「空き家バンク」を利用して移住された家族数の件数につきましては、10月に1家

族4名を予定しております。この他にも現在1件の契約に向けて話が進んでいるところでもあります。以上答弁とさせていただきます

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 空き家バンクの登録件数と移住者実績ですが、空き家バンクの登録件数が、今年度10件と今年度は大幅に増加しております。これは空き家バンクに登録するか考えている所有者に空き家対策事業の補助金があることを郵送でお知らせしているということで、これも増加の一因と考えられます。また、近年の古民家人気とともに空き家見学や田舎体験ツアーの実施により、参加者も今年度2回で、6組13名と参加者が多くなり田舎へ移住を検討している家族が多くいることがわかりました。また、長野県の移住ポータルサイト「楽園信州」や民間が運営する空き家ポータルサイトと、田舎暮らしの本による古民家特集のPR特集が古民家の見学者増加に効果が出ている要因と思われまます。空き家バンクを利用して移住した家族も2世帯になりそうで、人口減少対策と空き家対策に同時効果が出てきております。

昨年6月の定例会の一般質問で私は空き家対策について質問し、空き家の解体撤去費用には上限50万円の費用が出ることが決まりました。この平成29年度に村が実施した空き家調査では、村全体で170戸の空き家があり、入居可能な住宅は130戸と全体の68パーセントと利用可能な住宅が沢山あることが報告されています。さらなる空き家バンクへのPRと空き家見学や田舎体験ツアーのPRを行い新規就農者を含め、村への定住促進を含め、地域の活性化と空き家の環境整備が進むことを期待しております。

再度質問を行います。移住者と地域住民との関係についてお聞きいたします。空き家バンクを利用して移住した方が、地域の住民と良い佳境を築き地域住民と共存共栄ができることが定着率の向上につながると考えます。私の地区では、地域に移住し常会に入る家族には、田舎暮らしの心得と縷々についてをお渡しし、共同による地域づくりと地域の人々との関係作りの必要性をお話しておりますが、村の場合も同様に田舎暮らしの心得と地域の関係について事前にお話をすることが必要と考えますが、村づくり推進室長のお考えをお伺いいたします。

○村づくり推進室長（山本雅一君） 議長。

○議長（平田勝章君） 村づくり推進室長。

○村づくり推進室長（山本雅一君） それではお答えいたします。生坂村に移住されてきた方が末永く村に定住していただくために、現在村の方では空き家バンクに登録してある物件と契約また交渉する希望者に対しましては、空き家利用



登録申請書の提出の他に、納税証明書の添付を求めています。また、交渉成立した場合ですけれども、転入予定者に地域住民として協調して生活すること。各自治会に加入して協調して自治活動を行うこと。というような誓約書の方を記入していただいてそれぞれ遵守をしていただいているところでございます。議員ご指摘のとおり、それぞれ各地区常会等で細かい心得とか、ルールということにつきましても、それぞれ集落ごと特性等ありますので、今後調査研究し検討していきたいというふうに思っております。以上答弁とさせていただきます。

○2番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○2番（一ノ瀬貞男君） 最後に、空き家バンクや空き家見学田舎体験ツアーを通じて移住世帯が増え人口減少対策に寄与し、移住者と地域住民が良い関係を築き末永く定住できることを期待して私の一般質問を終わりにしたいと思います。以上でございます。

○議長（平田勝章君） 次に、7番、市川議員。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） 7番の市川です。私は今回村の特産品「灰焼きおやき」の生産体制に目を向けての質問をしたいと思っております。本年度の重点事業にしている農産物直売所、道の駅もオープンを3日後に控えて、いよいよ村の活性化施設としての真価が試されようとしています。実際に、ここの施設にどのように集客を得られるかが、今多くの村民に関心と呼んでおり、実際村の最大の課題にもなっております。それは、行政としても取り組みの、はなから承知の故村民の英知の集結と協力を求めつつ多くの力の集中を図って今日を迎えてきたものと思っております。

そうした中で、道の駅に限らず村に集客を得ていく課題の取り組みについて私なりに重要と感じている議論を提起したいと思っております。それは村の魅力作りへ要素である食文化にまつわる特産品事情を論じたいわけでありまして。まず、当村の特産品の看板となるのは何といたっても灰焼きおやきではないでしょうか。異例的ともいえる製法で焼いた粉料理の食味と提供時期を問わない生産性からして、長野県の特産としている郷土料理分野の一角に既に介在もしています。現に村のかあさん家でも生産販売に取り組まざるを得ないメニューとしており、平日はこれまでも予約しておかないと買えない日も多いというふうなことも聞いております。

このおやきの村内における生産体制についてですが、3年程前くらいまでは、6店舗おやき屋さんが存在し、おやきマップも宣伝広告の一つに出来ていたのですが、残念ながら現在は3店舗と半減してしまいました。それぞれに閉店を惜しむ声は当時村内外から聞こえました。今日、残って頑張っている2店舗とかあさん家の灰焼きおやき部門が、消費者の求めにかろうじて答えている生産体制の現実であります。しかも、その2店舗は各々に人気のある商品を販売しておられますが、今後の継続性について伺いますと、後継者についていずれも予定していらっしゃらないように伺えます。まさに行く末が案じられる現状にあるのではないのでしょうか。こうした現状を踏まえて、行政の立場から生坂の味、灰焼きおやきの特産品としての位置づけ方や、伝統文化としてどのように将来展望を据えていくのか、特に民間企業の経営的存在での意義について村長の認識を伺いたいと思います。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） 7番市川議員の質問にお答えをいたします。村内の灰焼きおやきについてどう展望して臨まれようとしているのかということですが、長野県内の「おやき」の発祥の地は、長野県の西山地方つまり、小川村・旧中条村・旧信州新町あたりと言われております。囲炉裏の灰の中で蒸し焼きにするおやきは、昔はどの家庭にも囲炉裏があり、主食、日常食、おやつとして各家庭に根差した料理であったと思われま。

灰焼きおやきについては、主に西山地方から安曇野地方にかけて伝わっております。おやきといっても、善光寺平では、蒸かすか、焼いて蒸かす形式のもの。上田地方では、蒸かしまんじゅう形式のおやき。栄村や伊那地方では、米粉で作ったもの。川上村では、そば粉を主原料にしたものがあり、南佐久地方では、柏の葉でくるんで焼くものもあるそうですし、飯田地方では、薄焼き煎餅のようなものをおやきと呼んでいるようでございますが、諏訪地方にはおやきの文化はないようでございます。

そして、村内のおやき販売店は、議員ご指摘のとおり、現在3店舗でございます。灰焼きおやきが2店舗で販売しております。かあさん家ともう1店舗でございますが、こなもん工房でも製造販売をさせていただいております。

どの店舗も労働環境を考えますと、特に暑さ対策で苦慮しておりますし、かあさん家以外では、作ほど議員ご指摘のとおり後継者問題を抱えている現状であります。おやきは、ひとつひとつ手作業で生産をしますので、大量生産は難しい状況と考えます。灰の中で蒸し焼きにする工程は、生産量が多くなるほど均一した品質管理が難しいと聞いております。また、焼き方は釜の状況、温度のムラ、それを考慮した経験が重要で、灰焼きおやきは、中から水分が出た時に見た目が非常に悪くなりますので、製造には大変気を使うということでもあります。

そこで、当村のおやきは人気商品であり、村の重要なPR商品でもあります。中身の具については、ナスが定番であり、どの店舗でも売れ筋で、年間を通じて安定して材料を確保できるとのことです。また、野菜ミックスも売れているようでして、中身は種類を多くすると手間がかかるということから、どの店舗も3～5種類位にしているとのこと。

灰焼きおやきを購入する方は高齢の方が多く、また、ある店舗の販売先は安曇野地方がほとんどであるということですので、今後も生坂村の特産品の目玉商品として販売し、できれば村内での販売量を確保し、生坂村に来れば必ず購入できる商品として定着することに併せ、希少価値も感じていただければと考えます。

また、灰焼きおやきは、稲作が難しく畑で小麦を栽培し、囲炉裏のある生活の中で、地粉で作って食して育まれた食文化であり、主食・日常食として継承されてきましたが、いま囲炉裏のない家庭が増えたことで、特別なものになりつつございます。一般家庭においては、灰の中で蒸し焼きにする過程を、無水鍋で代用した調理方法も普及しております。

灰焼きおやきは、おやきの原点であり、この食文化を継承していくことは大切だと考えます。今後は、囲炉裏を知らない世代へとなりつつありますので、なぜ灰に入れて蒸し焼きにするのかを、歴史を説明しながら販売することも必要になるのではないかと思いますし、生坂村の郷土食として受け継いでいかれるように、今後も「灰焼きおやき」と言えば生坂村と言われるように取り組んでまいりたいと思います。以上答弁いたします。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） 今回の答弁の最後の方で、村の郷土食として受け継いでいけるよう取り組んでいきたいという回答がございましたけれども、具体的な方策というものを何か考えられているものがあるのかということ伺いたいたですが。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えいたします。現状では、かあさん家で多くの若い女性陣が先輩から教えていただいて、おやきの製造を勉強また継承していると考えています。あと、こなもん工房でも村としてはご協力をさせていただいて、製造過程の熱いところをどうにかしたいということで、絆づくり支援金もお出しすることで今年度決めております。そういう労働環境の改善等にも村としてはお力になれるところがあればしていきたいと思っておりますし、おやきを作ること

も女・人輝き倶楽部でも前に取組んでいただいた郷土食の中にもございましたんで、そういうものをまた、伝承していければ郷土食として継承していけるのではないかと考えております。以上でございます。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） かあさん家やこなもん工房は参加されている人が複数いらっしゃるものですから、その中での後継者的な展望もまるっきりないわけではないと思うんですが、問題はやはり2件といいますか、民間の店舗が後継者がいない、考えてないと言いますか、ないと言いますか、そういう実情をフォローする策が行政として、考えられているものがあるかどうかを一つは伺いたいのですがいかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えいたします。郷土色として継承していきたいということは行政も思っておりますが、個人の企業においては個人のそれぞれの事情がございます。私も商売をやっている後継者をつくるということは大変なことだと私は思います。特に、灰焼きおやきのように技術が伴わないと継承が出来ないということもございます。そのことを、一緒に弟子入りをして伝統芸能伝統文化そういうものを継承していくそういう形もございますが、郷土食である灰焼きおやきを継承していくのに行政がどの様に具体的にお手伝いをしていけばいいのか、それは個々の企業が行政にどういうふうにしていただきたいというようなご相談いただければ、それで行政で出来ることはお手伝いしたいと思いますし、郷土食として複数の方が取り組んでいただく、そういう所へも行政としてはお手伝いをしているわけでございます、一つの企業に行政としてどのような形で具体的に協力ができるかというものは現状ではございません。以上でございます。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） 個人の企業であるということはまあ当然なんです、要は、やはり最初から申し上げている村の特産品の代表の商品だということですよ。ね。大方の村民が生坂の特産品はなにかといえば、真っ先におやきとあげる

ということだと思いますし、それなりに食生活としてもいまをもってそれぞれ好みのお店に買いに行き、自分、家族で食べたり、また子供や親せきに送ったりというふうなことまでしている方が多くいらっしゃると思います。私は、道の駅の反映ということも見とおしていけば、やはり灰焼きおやきの生産というものを特に村の特産品として位置づけをしっかりと、行政がそれに支援をしていく。先程は個人の事情で相談があればという言い方を村長はされましたけれども、もちろん向こうから相談があれば乗られるでしょうけれども、村の振興策の一つとして、やはりブドウと同じような位置づけくらいはしてもいいのではないかと。そして、それを伝承していくにはやはり今村長も言われましたように時間も必要ですし、経験が終えるのにはそれ相当の時間と色々な体験上のロスという問題も出てくるでしょうし、いろいろな問題もあるでしょうけれども、それを行政の報が財政的な支援をしていく、例えばこれまでの大好き隊の方は大方、生坂村の場合は専念型といいますか、一つのものに専念した仕事を、与え方をしているかと思うのですが、そういう契約になっていないのですが、そういうものに展望もたして、大好き隊みたいな応援を入れて、経験を積んでやがてはその店の後継であっていいし、独立しようとする意欲があればそれも結構だと思う。仮に独立してもお客様をつかむというのは容易なことではないので、ちょっと技術得たから自分でやるわというような簡単なものではないので、せっかく応援したのにどこか他へ行って勝手にやっているとというふうにはならないのではないかと。かというようにも思うのですが、いずれにしても、財政的支援を行政がしてやれないかということをお考えですが、この辺は返答できるでしょうか。村長いかがでしょうか。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） はい、お答えをいたします。個人の店に財政的支援というより、議員ご指摘のとおり大好き隊が技術的におやきを作りたいということで募集しているものかどうか、まずそこら辺の条件に付いて地域おこし協力隊が対象になるのか検討させていただき、それが対象になるようであれば、地域おこし協力隊を募集をして企業さんの方へ行って勉強して、独立をしたいということになれば、今までも実績もあります、生坂村店舗整備促進事業補助金、独立をして200万円までお出しできますので、地域おこし協力隊の3年お勤めをした後起業すると、100万円総務省から出るようになっております。そういうものもごございますので財政的な支援につながるかと思えます。技術的な支援についてはやはり今、仕事をされている企業さんをお願いするしかないのかなと、複数でいけばこなもん工房さんであったり、かあさん家であったりというところで、地域おこし協力隊員がそういうところで勉強して技術を取得して独立をしてということで、そういうものが地域おこし協力隊員の条件としてよいものかどうか検討させ

ていただきたいと思います。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） やはり食文化ですから、今でもそうですが、家族の中でも私はあの店のおやきが言い、子供はあっちの店のおやきがいいというふうに味の好みの違いがあり、そういう店にも複数あってバラエティに富んでいる方がそれぞれ相乗効果も得ていいのではないかというふうに言えると思うんです。ですから、なにもしないでいけば今個人経営の方が後継がなくなって、やがて手を引かれるようになった場合には残るのはかあさん家と、こなもん工房もイベント対応的な一時生産しかできていないんで、日常的な生産はちょっとこなもん工房では無理かと思うんですが、そういうふうの一つの店に、本当にかあさん家ぐらいになり兼ねないわけでありまして。ですから、今からそこら辺を模索しておくべきであり、当然経営者の方々とひざを合わせた協議・研究をして、支援体制を組みながらなんとか現状維持以上の店舗数を目指してやっていただきたいというふうに思うのです。これは財政的支援ばかりではなくて、販路拡大やリピーター確保というのも大事だと思うのですが、この辺では何か行政で考えられるものはありますか。

○振興課長（松沢昌志君） 議長。

○議長（平田勝章君） 振興課長。

○振興課長（松沢昌志君） それでは、7番市川議員のご質問にお答えいたします。「灰焼きおやき」は長野県でも一部の地域のものであり、それ以外の地域ではあまりなじみがないものです。現在、灰焼きおやきを買って求めている方は高齢の方が多く、昔食べていた等、ある程度なじみがあったと考えております。

販売先の地域は、灰焼きおやきの文化が根付いた中信地方になることは今後も続くと思います。これは、村外でのイベント販売で、長野地方の販売が不評だった点や、松本市で開催したイベントでも、郷土食・特産品をメインとしたイベントでは飛ぶように売れますが、遊び中心のイベント、食にあまり興味のないイベントでは、販売に苦労していることから、灰焼きおやきになじみのある地域への販売が中心となると考えております。

一方で、新たに観光客へ販売できるかにつきましては、長野の善光寺・真田丸の上田地方等有名な観光地では、おやきは蒸したのものや、やわらかいものが売られておりますので、そちらをおやきと認識している方につきましては、灰焼きおやきの販売展開は難しいと思っております。また、松本市・安曇野市には、灰焼きおやきの販売店もありますので、この観光客をどう生坂村に招き入れるのかが、

今後の課題になると思います。現在も行っではおりますが、松本地方へのイベントへの参加や、周辺施設へのパンフレットを置くなど、今後も灰焼きおやきのPRに努めてまいります。

また、客層については、今後は囲炉裏の生活を知らない世代。これは灰焼きおやきになじみのない世代になりますが、こちらに販売をしていくこととなりますので、まずは今の顧客の家族に繋げていくことが重要だというふうにかんがえております。

次に、リピーターをどう確保するかという点でございますけれども、現状での顧客は、松本・安曇野地方の高齢者が多く、現状の生産量はこの地域で賄えている状況でございます。村内販売店で聞き込み調査を行いました、お店での宣伝広告は特に行っておらず、新たな顧客は口コミで増やしているということでございましたので、お話を聞いている感じではリピーター率は高いように感じました。今後は、囲炉裏の生活を知らない世代へ販売していくこととなりますので、今の顧客の家族に繋げる方策。そして、なぜ灰に入れて焼くのかを説明しながら販売していくことも考えていかなければいけないと考えております。ある店舗では、家族づれ・親子連れのお客様は特に大事にしているということでございました。これは、子供の頃に食べた味はけして忘れることがないからということで、将来の顧客に繋がると考えているからだそうでございます。私もそう思います。以上で答弁とさせていただきます。

○7番（市川寿明君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、市川議員。

○7番（市川寿明君） 今回の顧客の家族につなげるというのが、答弁の趣旨かなと思いますが、多くの家庭が、ご自分の村に住んでいるわけですから、家族や兄弟が返ってきた時にはおやきを用意されているのではないかと思います。いわゆる生坂では生坂の近隣のいわゆる小さい時におやきを食べた人達というのは、生涯忘れないし、また味わいたいという欲望があるのではないかと思います。ですから、村の人口もかつての5千人代から今の千人台に減ってきて、いわゆる村外に出ている村民というのがいるわけですね。そういうもとに案内、郵送販売的な案内をするだとか、自分の、先ほどもちょっと申しあげましたけれども、子供や兄弟に野菜を送る時に、少しおやきも入れて送るというようなこともやられている人も多いと思うのですが、そういうところも一つのアンテナショップではないのですか、ネットワーク的に広げてもらう要素の、手法の一つになるのではないかなと、そういうところをうまく活用すればそういう方法もあるのではないかと思います。また、これから道の駅のイベントいろいろ考えるでしょうが、おやきのおやき祭り、ちょっとはずれますがどぶろく祭り、生坂の特産物のイベントというのはこれから考えられるでしょうし、そういった取り組みをより多くの村民が協力し合ってやって行くというのが、大きなPRに繋がっていくのでは

ないか、宣伝に繋がっていくのではないかと思います。

確かに後継者問題というのは難しい問題でありますけれども、是非行政がやはり、ここは郷土料理、生坂伝統の郷土料理を守っていくという位置づけをしっかりとさせていただいて、やはり今の2店舗さんを中心に支援体制をとるか、後継者育成と、技術継承・研究を働きかけをし、ぜひ支援体制もしっかり組んでこれら望んでいただきたい。生坂から灰焼きおやきがなくならないように望みたいわけでありまして。今のこなもん工房につきましても、年齢が高齢の私たちがやっているわけでありまして、長続きをさせることは難しい問題でありますし、また、今の時代に合った設備の中で、より良いものを簡単に作れるという方策も研究を重ねて行かないと、何か今の自然任せ的な状態ですと、消滅方向に行くという心配が多く関係者がしているわけでありまして、ぜひここに村の特産品としての取り組み姿勢をもう少し、村、特に振興課も本腰を入れてやっていただきたい。支援体制の構築に力を入れていただきたいというお願いというか、要請的に、私はやるべきだと思っていますので、ぜひ行政も検討を十分していただきたいと思います。以上で私の質問を終わります。

○議長（平田勝章君） 以上で、一般質問を終わります。ここで休憩をしたいと思います。再開は2時5分とします。

---

### ◎日程3・委員長報告（午後2時05分）

○議長（平田勝章君） 次に、日程3、この11日に上程し、各常任委員会に付託いたしました、議案第45号から議案第48号までの平成29年度決算の認定、条例改正1件、平成30年度補正予算2件の計4件と、請願30第2号、請願30第3号、陳情30第4号の計3件、併せて7件を一括して議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

○議長（平田勝章君） はじめに、総務建経常任委員長、一ノ瀬議員。

○1番（一ノ瀬貞男君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、一ノ瀬議員。

○1番（一ノ瀬貞男君） 総務建経常任委員会の審査報告を行います。日時平成30年9月12日場所第3会議室。出席者一ノ瀬、瀧澤、吉澤、平田。説明者総務課長、振興課長、係長3名と村長出席のもと、本会議で付託された決算の審査及び認定について常任委員全員出席のもと、総務建経常任委員会を開催し、精兵29年度歳入歳出決算総務課関係と振興課関係の認定と条例案1件、及び一般会計補正予算をそれぞれ審査を行い、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定により主な審査内容と採択結果を報告します。

議案第45号平成29年度生坂村歳入歳出の認定についてこの議案は平成2



9年度各会計の歳入歳出決算を、地方自治法第233条3個鵜の規定に基づき議会の議決を求める議案でございます。採決の結果全員賛成、可とすべきと決定しました。

議案第46号生坂村村営版設置条例の一部を改訂する条例について、この条例は道の駅いくさかの郷の供用開始に向けて停留所名を変更する条例の一部を改正する議案であります。採決の結果全員賛成可とすべきと決定しました。

議案第47号平成30年度生坂村一般会計補正予算第2号 この補正案は歳入歳出5千852万2千円追加し、総額21億5千713万9千円とし、地方債の借入限度を増額する補正予算です。採決の結果全員賛成可とすべきと決定しました。

次に、審査の内容について主な質疑を報告します。

議案第45号平成29年度生坂村歳入歳出決算 総務課部分の認定について 寄附金に関する質問で、寄附金は森林里山整備の寄付金とふるさと納税であり、ふるさと納税は該当年度で使用する以外は、基金に積立していますとの答弁でした。また、村債の借入に関する質問で、村債の利率は、過疎債、臨時財政対策サイトですが民間借り入れの場合は、利率見積りを行い借入を行っているとの答弁でした。次に生坂村の財政状況についての質問で、財政規模の同じ他村との比較が必要ではという提言では、比較ができる資料を作成市議会にお示しするという説明でした。次に住宅使用料の滞納はどのくらいいるのかとの質問で、4名分の滞納があり、毎月お支払いをお願いし、多い方で半年分の滞納がありますとの答弁がありました。次に貸付金の返済についての質問があり、貸付金は貸付金要領によって連帯保証人を決め、支払いをされていますとの答弁でした。次に地方創生拠点整備交付金事業の内容はどの質問で、空き家対策として、総務課が担当しておりますとの答弁でした。また、公園の使用料はどこがあるのかという質問で、高津屋森林公園と、スカイスポーツ公園ですとの答弁でした。次に自治会保険料に関する質問で、自治会保険料と派との質問で、村と区の事業に対して対象となる保険料ですとの答弁でした。また、スカイスポーツ公園の保険料は該当するのかとの質問で、収入がある場合は対象とならないとの答弁でした。次に消防退職報奨金の質問で、報奨金は何人分なのかとの質問がありも5名分の報奨金ですとのことでした。また、消防施設の更新は今後も計画しているのかとの質問で、搭載車をはじめ、消火栓や収納箱の修理と、更新は各部で点検実施を行い分団長会議で報告されていますとの説明がありました。次に各区への交付金と助成金についての質問で、交付金と助成金の交付が適正であるか、活動報告や会計へ報告などの事業報告が必要ではどの質問で、総務課が各課を総括し、各種の交付金や補助金の交付が適正であるか、交付金規定に沿って徹底していきますとの答弁がありました。次に村営バスの利用率の減少についての質問では、平成29年度より減少しているが、利用率の減少は利用学生の減少との関係が多く、利用率の減少につながっているとの答弁がありました。また、利用の少ない路線箇所をどうしているのかとの質問があり、村民の利便を考慮し、利用の少ない路線も継続していきますとの答弁がありました。また、村道1級1号線の定時定路線化の

検討も行って行きますとの答弁で、運行費国庫補助は人口減少により激減されており厳しい状況にありますとの説明がありました。次に、防災行政無線のデジタル化の下核計画についての質問で、防災行政無線のデジタル化は多額の事業費がかかり検討課題となっていますとの説明があり、今回の操作卓の改修はデジタル化に対応していますとのことでした。次に絆づくり支援金は11件あるが、適性に審査して決めていますかという質問で、絆図票支援金の件数に決まりはなく、審査会でよく精査して採択しておりますとの答弁でした。平成29年度生坂村歳入歳出決算総務課部分の認定について採決結果全員賛成可とすべきと蹴りました。

次に平成29年度生坂村歳入歳出決算振興課部分の認定について報告いたします。河川愛護報償活動費の内容に関する質問で、村内3地区河川敷の草刈りやごみ広いなどの活動に対して交付していますとの報告でした。次に道路改良事業債の収入未収額についてはどのような内容かとの質問があり、大日向橋の改修事業で繰越明許とっていますとの回答がありました。また、橋の定期点検や耐震診断は、技術者や財政面で対応が厳しいとの説明がありました。次に、農業費の原材料の不用額は早目に結論を出し、残すことは良くないのではとの質問があり、不用額は早目に結論を出し、減額補正をしていきたいとの答弁がありました。次に地区水道の補助金に対する質問で、生坂水道に早く村全体が供給できるように新橋梁に水道管を添架し進めていきますとの説明もありました。次に防護柵の設置状況についての質問で、防護柵の設置は地区要望箇所は対応済みですが、防護柵の有害野生動物対策が非常に難しい状況にありますとの説明もありました。次に松くい虫による松枯れの委託内容の質問で、日岐区と山清路地区の枯損木の伐採を予定しており、特に危険箇所から伐採処理をしていきますとの答弁がありました。次に高津屋森林公園の村の管理と森林公園管理組合との管理区分は明確に線引きされているのかという質問で、管理棟やコテージ周辺の管理は村で行い、管理組合は主に山菜園の草刈りや森林公園主催のイベント等の対応を行っておりますとの答弁でした。また、スカイスポーツ公園での身障者パラグライダーの事故発生時の対応について質問があり、事故発生時の賠償については今後対応の確認を行って行きますとの説明がありました。次に生坂村水道の有収率の低下に関する質問で、有収率の向上対策は、深夜に漏水個所の調査を民間に委託を計画をしており、今後は漏水化対策と耐震化対策を計画していきますとの答弁がありました。また、水道管の配管図に関する質問で、配管箇所の図面化は時間がかかるが、今後配管図を提示できるようにしていきたいとの答弁がありました。次に農業排水に関する質問で、農業排水の加入者率はどのくらいかという質問で、加入率は約90パーセント、個人合併処理層の設置率は約75パーセントと説明がありました。平成29年度生坂村歳入歳出決算振興課部分の認定について採決の結果全員賛成可とすべきと決定しました。

次に、平成30年度生坂村一般会計補正予算について、工事請負費についての質問で、工事請負費の内容は有害野生中防護柵の下生坂区の修繕工事と、日岐区の追加の設置工事ですとの説明がありました。また設置場所は所有者の承諾確認

が必要ではとの提言があり、設置場所は所有者の承諾確認を行っていますとの答弁でした。提言として、今後補正予算の工事費用や修繕費用は概算見積書と写真や図面を添付することが必要ではという提言があり、概算見積書や写真図面等提示していきますとの答弁がありました。議案第47号平成30年度生坂村一般会計補正予算について採決の結果全員賛成可とすべきと決定しました。以上主な審査内容と審査結果を申しあげまして、総務建経常任委員長報告といたします。以上でございます。

○議長（平田勝章君） 総務建経常任委員長の報告を終わります。総務建経常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） なければ次に、社会文教常任委員長、太田議員。

○1番（太田譲君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、太田議員。

○1番（太田譲君） 委員長報告を致します。

生坂村議会議長、平田勝章殿 社会文教常任委員長 太田 譲。

9月11日の本会議で、社会文教常任委員会に付託された、決算認定1件補正予算関係1件、特別会計補正予算1件、請願2件陳情1件の案件について13日に委員会を開催しましたのでその結果をご報告いたします。

社会文教常任委員会は、この13日午前9時から4名全員が出席し開催しました。村長に出席いただきまして、説明者には教育長、教育次長、健康福祉課長、住民課長、関係係長7名で詳細に説明を受け審査しましたので、以下順次その結果をご報告いたします。議案第45号平成29年度生坂村歳入最出決算の認定について、住民課、教育委員会、健康福祉課関係全員賛成で可とすべきと決定しました。

主な意見を申しあげます。住民課関係では、住民地本台帳システムの筑北村との共同運用についての説明と、大規模災害等に備えてのバックアップはどうなっているのかという質問に、サーバーが筑北村にあり共同運用している。そうすることにより、保守や維持費の負担も軽減される。バックアップについては筑北村で取ってくれているのと併せて、東日本大震災後全国で複合管理システムが稼働していて、一回筑北村のサーバーに収まったものが、全国2か所にある複合管理システムのセンターにトビ不測の事態に備えて法務省で管理をしているとの回答でした。

教育委員会関係では、子育て支援事業でチャイルドシートの貸し出しを行っているが、貸し出しの決まりと、現在の稼働率突発的に必要になった場合の対応はどうなっているかとの質問に貸し出しはチャイルドシートとベビーカーがあり、

月額 200 円で貸し出していて、私用は年度で区切って手続きをして管理している。現在の稼働率は 8 割程度で、突発的に短期間利用したいという方にも現在は貸出できる状況で、これからもそのようなケースにも対応できるよう準備をしていきたいとの回答でした。

健康福祉課関係では、国保税で調定額の首脳率としてパーセントで出してくれているが、一体何人の納税者がいて、どのくらいの人が納めていないのかが分からないという質問に収入未済額には以前加入していて現在は社会保険に写られている方も含まれているので、正確な数値ではないが、背板主が納税者となるので、生坂村での対象は 300～320 世帯位なので、大体 1 割くらいの方が滞納しているような形となりますという回答でした。

次に議案第 47 号平成 30 年度生坂村一般会計補正予算第 2 号住民課教育委員会健康福祉課関係、主な内容は元気づくり支援事業で、就労センターの生坂産ころ柿事業で使う備品購入、児童館の修繕などで、全員賛成で可とすべきと決定視しました。

次に、議案第 48 号平成 30 年度生坂村国民健康保険特別会計補正予算第 1 号、内容は平成 29 年度退職者医療の療養給付費交付金が確定して、それに伴う償還金を国民健康保険基金に繰入するもので、全員賛成で可とすべきと決定しました。

次に、陳情 30 の 4 私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書、中信地区私学助成協議会より提出、陳情内容は私立高校に通う生徒の保護者負担を軽減するため、保護者への直接補助の継続並びに増額を行うこと、また国、県の関係者に対して、就学支援制度の拡充並びに私学助成の大幅増額を求めるための意見書の提出を求めるものです。当村ではすでに助成を行っているが、保護者の負担は大きく必要なことであり継続した支援干してもらいたいと、採決の結果全員賛成で採択意見書を提出することに決定しました。

次に、請願 30 の 2 国の責任よる 35 人学級推進と教育予算の増額を求める意見書を提出に関する請願書 松塩筑地区教育関係 7 団体連絡協議会より提出、紹介議員は市川議員です。請願の内容は、政府及び関係行政官庁に国の責任よる 35 人学級の計画的推進と教育和讃を求める意見書と国の複式学級の学級定数を引き下げよう求める意見書の提出を求めるもので、子どものためには必要であると賛同し、採決の結果全員賛成で採択意見書を挺所津することに決定しました。

次に、請願 30 の 3 へき地教育振興法に鑑みへき地手当支給率を近隣県並みの水準に戻すことを長野県知事に求める請願書 松塩筑地区教育関係 7 団体連絡協議会より提出、紹介議員は市川議員です。請願の内容は、県は 2006 年度より 1 級地へのへき地手当率を文部科学省令で定める 8%を 1%にするなど大幅な減額を行い、現在では地域手当 2%の一立分を加え 3%と、3 分の 1 程度までは回復しているが、へき地における教育の機会均等と教育水準の向上を図るため、2005 年度以前の定率にもどしてもらいたいというもので、へき地校に勤務する教職員が生活物資等を購入することが困難になり経済的な負担が増し、都市部との格差いわゆる相対的へき地性が一層拡大している実情も考え、教育水準の維持及び地域の将来の担い手の育成にも影響を与えることにもなりかねないため、定率にもどす必要があると賛同し、採決の結果全員賛成で採択意見書を提出することに決定しました。

以上、審査の結果と経過を申し上げまして、社会文教常任委員長報告といたします。

○議長（平田勝章君） 社会文教常任委員長の報告を終わります。社会文教常任委員長の報告について質疑のある方の発言を許します。

---

◎討 論（午後 2 時 28 分）

○議長（平田勝章君） なければ次に、討論に入ります。

ただ今、委員長報告のありました、議案第 45 号から議案第 48 号までの平成 29 年度決算の認定、条例改正 1 件、平成 30 年度補正予算 2 件の計 4 件と、請願 30 第 2 号、請願 30 第 3 号、陳情 30 第 4 号の計 3 件、併せて 7 件について一括して、討論のある方の発言を許します。

○議長（平田勝章君） 最初に、反対討論はありませんか。

○議長（平田勝章君） 反対討論はないようですので、賛成討論は省略し、討論を終結いたします。

---

◎採 決（午後 2 時 29 分）

○議長（平田勝章君） これより採決に入ります。

議案第 45 号 平成 29 年度 生坂村歳入歳出決算の認定について を採決いたします。

議案第 45 号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 45 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 46 号生坂 村営バス設置条例の一部を改正する条例案について を採決いたします。

議案第 46 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 46 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 47 号 「平成 30 年度 生坂村一般会計補正予算【第 2 号】」 を採決いたします。

議案第 47 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 47 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、議案第 48 号 「平成 30 年度 生坂村国民健康保険特別会計補正予算【第 1 号】」を採決いたします。  
議案第 48 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、議案第 48 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願 30 第 2 号 「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書提出に関する請願書」を採決いたします。  
請願 30 第 2 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、請願 30 第 2 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、請願 30 第 3 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める請願書 を採決いたします。  
請願 30 第 3 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、請願 30 第 3 号は、委員長報告のとおり決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 次に、陳情 30 第 4 号 「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」を採決いたします。  
陳情 30 第 4 号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長（平田勝章君） 挙手全員です。よって、請願 30 第 4 号は委員長報告のとおり決定いたしました。

---

#### ◎議事日程の追加（午後 2 時 31 分）

○議長（平田勝章君） おはかりいたします。お手元に配布してあります日程のほかに、議員より提出されております、  
発議第 3 号 国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について  
発議第 4 号 「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出について  
発議第 5 号 私立高校への公費助成に関する意見書の提出について  
及び、「議員派遣の件」の、併せて 4 件を追加したいと思います。

○議長（平田勝章君） ご異議ございませんか。ご異議なしと認めます。よって、4件を日程に追加いたします。追加日程を事務局より配布させますので、しばらくお待ちください。

---

◎追加日程1・発議第3号（午後2時33分）

○議長（平田勝章君） おはかりいたします。追加日程1・発議第3号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」と追加日程2・発議第4号「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてと、追加日程3・発議第5号「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」の3件を一括して上程し議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） 異議なしと認め、発議第3号、発議第4号、発議第5号の3件を一括して上程し議題としたいと思います。

○議長（平田勝章君） 提出議員の朗読説明を求めます。太田議員。

○2番（太田讓君） 議長。

○議長（平田勝章君） 1番 太田議員。

〔1番（太田讓君）朗読説明〕

○議長（平田勝章君） 以上で上程された議案の朗読説明を終わります。

---

◎質疑・討論（午後2時44分）

○議長（平田勝章君） 追加日程1・発議第3号、追加日程2・発議第4号と追加日程3・発議第5号の3議案について質疑・討論のある方の発言を許します。初めに質疑はありませんか。

○議長（平田勝章君） 次に、討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） なければ質疑・討論を終結いたします。

◎ 採 決 (午後 2 時 44 分)

○議長 (平田勝章君) これより採決に入ります。

追加日程 1・発議第 3 号

「国の責任による 35 人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長 (平田勝章君) 挙手全員です。よって、発議第 3 号は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 (平田勝章君) 次に、追加日程 2・発議第 4 号

「へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと」を長野県知事に求める意見書の提出についてを原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長 (平田勝章君) 挙手全員です。よって、発議第 4 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長 (平田勝章君) 次に、追加日程 3・発議第 5 号

「私立高校への公費助成に関する意見書の提出について」を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長 (平田勝章君) 挙手全員です。よって、発議第 5 号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

◎追加日程 4・議員派遣の件 (午後 2 時 46 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、追加日程 4、議員派遣の件を議題といたします。

おはかりいたします。議員派遣の件については、議会会議規則第 127 条第 2 項の規定によって、お手元に配布してあります議案書のとおり議員を派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長 (平田勝章君) 異議なしと認め、議員派遣の件は議案書のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

---

◎継続審査の申出 (午後 2 時 46 分)

○議長 (平田勝章君) 次に、日程 4 「閉会中の継続審査及び調査の申し出に



ついて」を議題といたします。お手元にお配りしてありますとおり、各委員長から閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。議会会議規則第 74 条の規定により、これを許可することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（平田勝章君） ご異議なしと認め、議会運営委員長、市川議員。総務建経常任委員長、一ノ瀬議員。社会文教常任委員長、太田議員から申し出のありました、閉会中の継続審査及び調査を許可することに決定いたしました。

○議長（平田勝章君） 以上を持ちまして、本定例会に付された議事日程はすべて終了いたしました。ここで、村長のあいさつを求めます。

○村長（藤澤泰彦君） 議長。

○議長（平田勝章君） はい、村長。

○村長（藤澤泰彦君） それでは、平成 30 年第 3 回生坂村議会 9 月定例会の閉会にあたり、御礼のご挨拶を申し上げます。

1 1 日から始まりました 9 月定例会でしたが、慎重にご審議をしていただき、すべての議案を原案の通りご採択いただき、誠にありがとうございました。

平成 29 年度の決算では、それぞれ良好な数値で財政健全化に向けて良い傾向でございましたが、池本代表監査委員さんからの決算審査のご提言、また議会の常任委員会でご指摘をいただきました滞納整理の強化につきましては、納税は国民の義務でありますし、各種使用料もお支払いいただくよう、県税徴収対策室とも連携を取りながら、大口困難案件の滞納整理のご指導をいただき「長野県地方税滞納整理機構」をお願いするなど、県とも協力して、さらに滞納整理の強化に努めなければと考えております。

それは、貴重な自主財源確保と税負担の公平性の観点からも、引き続き担当部署で毎月現状を把握し、滞納者ごとに相談に乗りながら、状況を確認し分納計画を立てていただくなど、しっかり対処していかなければと考えているところでございます。

さて、今年度は生坂村最大のイベント「赤とんぼフェスティバル」が、今月 8 日、9 日で終了しましたが、多くの村民の皆さんのご理解とご支援をいただき、天気はあまり良くなかった訳ですが、観光協会設立の 30 周年記念の大花火まつりやお餅の振る舞いととともに、保育園、小中学校の発表、書道パフォーマンス、全 10 区のブース出展など、全ての企画が予定通りにできましたことに感謝を申し上げます。

またこれからも、秋は色々な行事が盛り沢山に計画されております。

22 日には生坂村活性化施設「いくさかの郷」の竣工式及びオープニングセレ

モニターを開催いたします。県営中山間総合整備事業の中の大きな事業でございます。かあさん家では、引き続き生坂村産の原材料をなるべく使用して、20年のノウハウを活かした生坂村ならではの郷土食や加工食品の提供をしていただき、直売所では、農林水産物生産者組合の皆さんから、生坂村で収穫された新鮮で安全安心な農林水産物の提供をお願いし、ハンガリーの紹介、特産品と料理の提供、北海道標津町と三重県熊野市の特産品の販売などで、当施設でないと味わえないオンリーワンの運営を目指してまいりたいと考えております。

来週29日、30日には、稲や野菜の生育が良く、巨峰などぶどうも美味しく喜ばれています「秋の農業体験ツアー」が行われます。今日時点で、東京方面から34名の参加者にお越しいただく予定となっております。上生坂ほたるの里の会、女・人輝きクラブなど関係の皆さんにはお世話になりますが、よろしく願いいたします。

また、「いくさか敬老の日」が10月18日に開催されます。最初にB&G海洋センター改修事業の竣工式を開催させていただいた後、例年通りにお越しいただきました皆さんに喜んでもらえるように、今年も実行委員、議員各位、区長さん、民生委員さんなど多くのボランティアの皆さんに、会を盛り上げていただくため、お話のお相手や余興などにご協力いただきます様よろしくお願い申し上げます。そして、生坂村の未来のために「第5次総合計画」や「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」にあります、村の目指すべき将来像を実現するために、喫緊に取り組んでいく課題もありますし、中長期的に解決していく課題もございます。

私たち執行側も、生坂村のため、村民のためを常に念頭に置き、村政運営を進めております。どうか村民の皆さんから負託をいただいた議員各位と各課題の解決や方向付けについて、引き続き検討協議をお願いする次第でございます。

議員各位には、ご健勝にて、ご指導、ご支援を賜ります様お願い申し上げ、閉会に当たりましての御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

#### ◎閉 会 （午後2時53分）

○議長（平田勝章君） 本定例会に付された諸案件につきまして、慎重審議をいただいたことに対し深く感謝いたします。本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成30年第3回生坂村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦勞様でした。なお、この後、議会全員協議会を開催いたしますので、第3会議室にお集まりください。

○議長（平田勝章君） 起立。礼。

